

平成29年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月15日)

平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成29年2月15日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
馬場哉	議員
藤本英樹	議員
岩田剛	議員
岡田久雄	議員
上原敏	議員
大西吉文	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

(欠席議員) 坂下弘親 議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部次長
福西博	施設部次長
栗山淳彦	施設部参事
橋本哲也	財政課長
池本篤史	施設課長
川島修啓	クリーン21長谷山所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
山田達也	エコ・ポート長谷山所長
山之江亨	新折居清掃工場建設推進課担当課長
花畑久仁浩	業務課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
白井祥吾	財政課係長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第 2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 4号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
日程第 8	議案第 5号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 9	休会について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第9

午前9時57分 開会

○長野恵津子議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

坂下議員より欠席の届け出が出ておりますので、報告いたします。

次に、奥田副管理者が欠席されておりますので、報告いたします。

ただ今の出席議員数は21人でございます。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 諸報告について

○長野恵津子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○長野恵津子議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、上原敏議員、大河直幸議員を指名いたします。

#### 日程第3 会期の決定について

○長野恵津子議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの42日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、42日間と決定いたしました。

#### 日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議題の説明に入ります前に、ご報告させていただきたいと存じます。

先月9日、リサイクルセンター長谷山において、プラスチック製容器包装資源化施設の運転業務受託者の極東サービスエンジニアリング株式会社社員が作業中に右上腕を切断するという重大な労災事故が発生いたしました。被災された方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い治癒、回復をお祈りする次第でございます。

今回の事故を組合としても重く受けとめ、今後、再発防止に向けまして、今以上に安全対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第1号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、当組合職員の給与について、平成28年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、議案参考資料の1ページ目、2の改正内容に記載のとおり、1つ目には、平成28年度の給与改定でございます。若年層に重点を置きまして、平成28年4月1日に遡及して、給料表の水準を平均0.25%の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、2ページ目、イのとおり、平成28年度の12月期の勤勉手当について、一般職員については、現行の支給月数0.8月を0.9月に引き上げを行うものでございます。平成29年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、それぞれ0.85月といたすものでございます。

また、再任用職員の勤勉手当につきましては、年間で0.05月分引き上げるものでございます。

2つ目につきましては、給与制度の改正でございます。扶養手当につきましては、表のとおり、平成29年度は経過措置を行い、平成30年度で配偶者と父母等の手当を同額とするものです。扶養手当については、女性の就労をめぐる状況や少子化対策が推進されていることを考慮し、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、この原資を用いて子に係る扶養手当を増額することとされているものです。このほか、国家公務員制度に準じた所要の改正を行っております。

なお、職員の給与に係る改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時07分 再開

○長野恵津子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
これより議案第1号を採決いたします。  
第1号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第2号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、平成28年度の12月期の期末手当について、現行の支給月数1.65月を1.75月に引き上げを行うものでございます。また、平成29年度以降につきましては、6月期と12月期の期末手当に配分し、6月期は1.55月、12月期は1.70月といたすものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第2号を採決いたします。  
第2号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第6、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第3号参考資料をご参照いただきたいと思います。と存じます。

本案は、育児または介護を行う者の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、民間労働法制や人事院勧告等を踏まえて国家公務員に係る関連法が改正されましたことに準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本組合条例につきまして、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大など所要の改正をする必要が生じたため提案いたしますのでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、一部は平成29年4月1日といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第3号を採決いたします。  
第3号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)

○**長野恵津子議長** 次に、日程第7、議案第4号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本正管理者。

○**山本 正管理者**(登壇) ただ今議題となりました議案第4号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、国庫支出金の増やごみ処理手数料、資源化物等の売払収入及び発電収入の減等の増減調整の平成27年度決算剰余金を追加計上し、歳出では、事業の執行過程に伴います契約減など、年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,866万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億120万6,000円といたすものでございます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第4号参考資料によりましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、国庫支出金では、折居清掃工場更新事業に係る循環型社会形成推進交付金について、補助割合の変更により2,178万9,000円を増額しております。

次に、中段、繰越金でございますが、平成27年度決算剰余金について1億460万7,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、売却単価の下落によりますクリーン21長谷山のごみ発電に係る減収見込みなど、合計では1,934万7,000円の減額をいたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、物件費では、各工場の修繕料や各種委託料等の入札による契約減など効率的な執行に努めましたことにより、合計では8,975万3,000円の減額となっております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修修繕工事の契約減など、合計では3,281万6,000円の減額となっております。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金として5,230万4,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方自治法の規定により、平成27年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては7,866万2,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分負担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額1億6,021万4,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算をするものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。これらの内容を議案第4号として補正予算を編成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

第4号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算

○長野恵津子議長 次に、日程第8、議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会

計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度の予算を編成するに当たりましては、別冊の議案第5号の参考資料、平成29年度当初予算案の概要1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、更なる循環型社会の構築の3つの方針のもと、効果的かつ安定的な廃棄物処理事業を遂行するため、新しい折居清掃工場の完成や、し尿等下水道排水に向けた改修事業などの事業工程を進捗させますとともに、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と協同して、さらなるごみの適正処理・減量・再資源化事業を推進するとともに、危機管理対策を強化することなど、6つの取り組み施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

将来にわたり安心安全な工場運営を持続していくための事業に重点配分するとともに、各事業の実施効果等について厳しく精査し、限られた予算の中で選択と集中を徹底することにより、効果的で実効性の高い予算といたしております。

平成29年度の予算の特徴としましては、折居清掃工場につきまして、新工場が平成30年度稼働開始でありますので、必要最低限の整備のみとしましたことから、工場運営に要する経費が2億228万3,000円減少いたしましたことなどの減額要因がございました。

一方、新折居清掃工場建設工事の完成年度により建設工事費を7億2,343万8,000円増額いたしましたこと、クリーンピア沢につきましては、し尿の効率的な処理に向けた下水道排水に係る整備費や老朽設備改修経費を9,149万4,000円増額いたしましたことなどの増加要因によりまして、平成29年度歳入歳出の予算総額は75億8,980万7,000円で、前年度比較で10.3%、7億993万9,000円の増加となっております。

また、事業費を賄います市町分担金は38億5,334万円で、前年度比較で5.0%、2億1,515万6,000円の増加となっております。

議案参考資料15ページ、事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、事業費につきましては規模は大きくなっておりますが、市町分担金につきましては、平成16年度、平成17年度の事業費が同水準でありましたときの40億円台後半を超える分担金規模に比べますと30億円台となっており、これまで取り組んでまいりました行財政改革の累積効果が一定寄与されたものとなっております。

以上の内容につきまして、平成29年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成をいたしましたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、亀田優子議員、関東佐世子議員、馬場哉議員、岩田剛議員、上原敏議員、藤城光雄議員、中野ますみ議員、秋月新治議員、久保田幹彦議員、服部正議員、水谷修議員、以上の11人を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時32分 再開

○長野恵津子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には藤城光雄議員が、副委員長には中野ますみ議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第9 休会について

○長野恵津子議長 次に、日程第9、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月16日から3月27日までの40日間を休会いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、2月16日から3月27日までの4  
0日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは2月28日午後5時までとなっておりますので、ご  
承知おき願います。

次回は3月28日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでございま  
した。

午前10時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 上原 敏

議 員 大河 直幸

第2号

(3月28日)

平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成29年3月28日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
馬場哉	議員
藤本英樹	議員
岩田剛	議員
岡田久雄	議員
上原敏	議員
大西吉文	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
坂下弘親	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部次長
福西博	施設部次長
栗山淳彦	施設部参事
橋本哲也	財政課長
池本篤史	施設課長
川島修啓	クリーン21長谷山所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
山田達也	エコ・ポート長谷山所長
山之江亨	新折居清掃工場建設推進課長
花畑久仁浩	業務課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
白井祥吾	財政課係長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 5 号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 3	閉会中継続調査の申し出について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第3

午前9時57分 開会

○長野恵津子議長 おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○長野恵津子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきまして、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おきます。



日程第2 議案第5号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算

○**長野恵津子議長** 次に、日程第2、議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

藤城光雄予算特別委員会委員長。

○**藤城光雄予算特別委員会委員長**（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月15日の本会議において設置をされ、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。

同日に開催されました第1回目の委員会で、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、藤城が、副委員長には中野ますみ議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月22日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括して、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果についてであります。第5号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第5号議案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会における審査の過程と結果についての報告といたしますが、委員会が出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適正に反映をされ、管内住民の期待と要望に添えていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日、委員各位におかれましては、終始ご熱心な審査をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、あわせて、中野副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼を申し上げて、以上で報告とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○**長野恵津子議長** これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**長野恵津子議長** これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第5号を採決いたします。第5号議案は、委員長の報告どおり原案のまま可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 閉会中継続調査の申し出について

○**長野恵津子議長** 次に、日程第3、閉会中継続調査を議題といたします。  
各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。  
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。  
これをもちまして、平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。  
なお、閉会に当たりまして、管理者からご挨拶がございますので、しばらくお待ち願います。  
山本管理者。

○**山本 正管理者** おはようございます。平成29年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本定例議会におきましては、平成29年度一般会計予算をはじめ、提出をいたしました5議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。  
平成29年度は、新しい折居清掃工場の完成や、し尿等の下水道排水に向けた事業を

着実に進めることをはじめ、適正かつ安定的な廃棄物処理事業への取り組みを推進することとしております。

また、あわせて、地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みをとめることなく、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った効率的な組合運営を進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置き、構成市町と緊密に連携し、安心・安全な廃棄物処理事業の推進に、より万全を期し、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○長野恵津子議長 ありがとうございました。

以上でございます。ご苦勞さまでございました。

午前10時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 上原 敏

議 員 大河 直幸

## 参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

平成29年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

## 予算特別委員会審査記録

日 時 平成29年2月22日(水) 午前9時59分～午後3時20分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 藤城 光雄 委員長  
中野ますみ 副委員長  
亀田 優子 委員  
関東佐世子 委員  
馬場 哉 委員  
岩田 剛 委員  
上原 敏 委員  
秋月 新治 委員  
久保田幹彦 委員  
服部 正 委員  
水谷 修 委員  
長野恵津子 議長(オブザーバー)  
山田 芳彦 副議長(オブザーバー)

説明者 山本 正 管理者  
奥田 敏晴 副管理者  
堀口 文昭 副管理者  
信貴 康孝 副管理者  
西谷 信夫 副管理者  
汐見 明男 副管理者  
竹内 啓雄 専任副管理者  
その他幹部職員

付託案件 議案第5号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前9時59分開会

○藤城光雄委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご連絡申し上げます。

服部委員より遅刻の届け出がございます。いましばらくお待ちください。

ただ今の出席委員数は10名でございます。既に定足数に達していますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事の進行に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん、おはようございます。本日は、長野議長、山田副議長をはじめ、委員各位の皆様、また正・副管理者におかれましては、大変ご多忙の折にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、2月15日の本会議において設置されました、同日開催された第1回目の委員会で正・副委員長の互選の結果、委員長に私、藤城が、副委員長には中野ますみ委員さんが選出されました次第であります。

まことに不慣れではありますが、皆様の何かとご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、その点ご容赦いただきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○山本 正管理者 おはようございます。

本日ここに平成29年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、藤城委員長、中野副委員長をはじめ、委員各位におかれましては何かとご多用中のところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、長野議長、山田副議長におかれましては、公務ご多忙中にもかかわらずご臨席を賜り、まことにありがとうございます。

既にご報告しておりますが、リサイクルセンター長谷山の人身事故につきましては、先般、京都南労働基準監督署より改善措置について指導を受けたところであり、早急に対処するとともに、再発防止に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成29年度は、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、折居清掃工場更新事業やし尿等の下水道排水に向けた改修事業をはじめ、各施設の機能維持を目的とした計画的な整備を行い、効果的かつ効率的な廃棄物処理事業を遂行することとしております。

主な取り組みといたしましては、将来にわたり安心安全な工場運営を持続していくため、1つには、折居清掃工場更新事業について、新工場の完成及び運営体制を確立すること、2つには、し尿等の下水道排水の平成30年度実施に向けた施設改修等に取り組み、効率的な処理体制を確立することなどの施策を中心に事業推進を図ることとし、平成29年度一般会計予算の編成をいたしましたところでございます。

平成29年度予算の内容につきましては、一般会計予算書及び予算説明書、並びに

議案第5号参考資料平成29年度当初予算案の概要のとおり、取りまとめをいたしたところでございます。

それでは、案件の詳細につきまして担当より説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○**藤城光雄委員長** 今、なお、説明がございましたが、傍聴に際しまして報道機関の申し入れがございましたので、これを委員長において許可をいたします。

議事に入ります前に、本委員会に付託されました議案第5号の審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費について一括して審査をいたしたいと思っております。次に、衛生費について審査をいたしたいと思っております。また、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質疑を行うことにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**藤城光雄委員長** ご異議なしと認め、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○**藤城光雄委員長** これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それではまず、議会費並びに総務費、公債費、予備費について一括して説明を求めます。

野田事業部長。

○**野田浩靖事業部長** それでは、議題となりました議案第5号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

なお、以下の説明におきまして、平成29年度一般会計予算書及び予算説明書につきましては「予算書」と、別冊の議案第5号参考資料平成29年度当初予算案の概要につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明申し上げたいと存じます。

最初に、歳出の説明に入ります前に、平成29年度予算についての総括的なご説明をさせていただきたく存じます。概要書の目次の次のページ、1ページをご覧ください。

一番下に記載いたしました、平成29年度当初予算の予算規模といたしましては75億8,980万7,000円となり、対前年度比較では7億993万9,000円、10.3%の増加となっております。

また、構成市町からの分担金につきましては38億5,334万円となり、対前年度比較で2億1,515万6,000円、5.9%の増加となっております。



概要書の15ページをお開き願います。事業費及び分担金の推移をグラフでお示し  
いたしております。棒グラフが事業費、折れ線グラフが市町分担金でございます。

これまでも、建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により、歳出総額が増  
加する中でも、15ページの下段の表でお示しいたしておりますとおり、大型事業に  
ついての実施年度を考慮して、市町からの分担金につきましては、構成市町の財政計  
画に大きな影響を来さないよう、その負担の平準化に最大限努力してまいったところ  
でございます。

平成29年度は、新折居清掃工場の建設工事の事業費増等の要因により、歳出総額  
の規模は大きくなっておりますが、市町分担金については、事業費が同水準でありま  
した平成16年度、17年度の40億円台後半の分担金規模に比べますと、折れ線グ  
ラフのとおり、30億円台となっており、これまで取り組んでまいりました行財政改  
革の累積効果が一定寄与されたものとなっております。

それでは、歳出につきまして、議会費並びに総務費・公債費・予備費の順にご説明  
を申し上げます。

まず、予算書12ページの議会費からご説明を申し上げます。

議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費184  
万5,000円、会議録反訳調製に係ります委託料として78万3,000円などを計上  
いたしております。これら含めた議会費合計では、474万2,000円となっております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書13ページ、総務費では、組合  
の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費を計上いたしております。それでは、  
費目ごとに順次、ご説明を申し上げます。

まず最初に、予算書13ページから14ページ、一般管理費でございます。

予算額は、特別職7人及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員117人中、管理  
部門に属する31人分の給与などの人件費3億1,947万円を計上いたしましたほか  
か、臨時職員の賃金、職員健康診断等の委託料など、総額3億6,881万4,000円  
を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをお願いいたします。平成29年  
度は、平成29年1月1日現在の人員及び給与をもとに定期昇給などを考慮し、計上  
いたしております。

人件費の総額は9億2,725万1,000円で、対前年度比較3,231万4,000  
円、3.6%の増加となっております。

人件費に関連いたしましては、概要書の18ページから19ページをご覧いただき  
たいと存じます。

ここでは、平成22年度以降に取り組みました行財政改革としての職員給与の適正  
化や民間委託の状況について記載をいたしております。

18ページに記載のとおり、この間、給与の適正化を着実に進めるとともに、組織  
の見直しを実施いたしております。

また、職員数につきましても、平成13年度の166人がピークでございましたが、  
業務の見直し、民間委託の拡大等によりまして、適正化を図ってきたところでござい  
ます。

これに伴いまして、一般職員の給与費も、職員数がピークであった平成13年度に

は、決算ベースで約16億5,000万円でしたが、平成29年度当初予算では、再任用職員を含め、8億1,972万5,000円と大きく減少いたしております。

この間の取り組み効果といたしましては、行政改革のほか、給与改定や新陳代謝の効果も合わせ、一般職員の給与費で約8億3,000万円を縮減いたしたことになるものでございますが、一方で、19ページの工場運転民間委託状況に記載しております5施設分の委託料を合わせますと、2億7,201万4,000円となります。

これが行政改革に伴って民間への委託料の増加分となりますので、先ほどの給与費の縮減効果額からこの委託料を差し引きました約5億6,000万円が、理論値ではございますが、実質的な財政効果となるものでございます。

なお、安心安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書20ページにソフト面、ハード面での取り組みの概要をまとめておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、14ページから15ページ、文書広報費でございます。予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など1,089万6,000円を計上いたしております。

概要書21ページをご覧いただきたく存じます。広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

主要な項目についてご説明いたします。

1点目、広報紙エコネット城南につきましては、月例号と子供特集号の発行をいたすものでございます。

2点目の環境まつりでございますが、平成28年度と同様、長谷山エリアにおきまして、組合施設の処理工程見学会やリサイクル工房体験などを中心とした内容での実施を予定いたしております。予算といたしましては93万4,000円を計上いたしております。

3点目の声のエコネット城南でございますが、毎月1回、FMうじで広報番組として放送いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページの財政管理費でございます。基金への積立金など合計4,940万円を計上いたしております。

なお、財政調整基金及び転廃業助成基金の現在高の状況につきましては、概要書9ページをご覧いただきたく存じます。

①の財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当をいたしております。平成29年度当初予算では取り崩しを予定せず、平成29年度末現在高を1億7,834万7,000円と見込んでおります。

また、②の転廃業助成基金でございますが、平成29年度においては、転廃業助成車両が発生いたしませんので、取り崩しを予定しておりません。

一方、転廃業助成基金への積立金でございますが、平成29年度におきましても、助成金原資の確保のため、3,000万円の定額積立を行うことといたしております。これにより、平成29年度末現在高を3億4,075万4,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページから16ページの会計管理費では、共通事務用品の一括購入費や災害保険料など、合計500万1,000円を計上し、また、その次の企画費では、環境ISO14001をベースにした自主宣言に係る外

部審査等謝礼金など、合計55万円を計上いたしております。

なお、ISOの自主宣言及び地球温暖化対策につきましては、概要書の22ページにその取り組みの概要を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

次に、予算書の16ページ中段の公平委員会費では委員報酬など2万9,000円を計上し、また、次の監査委員費では委員報酬など29万7,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明を申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書26ページをご覧くださいたく存じます。平成29年度は、平成25年度債のリサイクルセンター長谷山建設事業債の元金償還が始まりますことなどにより、元金が前年度比較で増加し、元金で3億9,036万4,000円、利子で3,412万9,000円、合計4億2,449万3,000円を計上いたしております。

なお、今後の組合債の現在高と償還額の推移につきましては、概要書16ページの今後の組合債の現在高及び償還額の推移をご覧くださいたく存じます。

このグラフは、平成28年度実施事業までの起債額と今後5年間の計画事業に要する起債見込み額を反映いたしました今後の推移を示したものでございます。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借り入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の29年度予算の償還額は、ピーク時の約3割となる4億円台となりましたことから、義務的経費でございます公債費負担の低減が図れ、分担金負担の縮減にも一定寄与したものとっております。

中期的な公債費見込みといたしましては、細かい数字で申しわけございませんが、現在高は、下の表の5番のリサイクルセンター長谷山が平成26年度に完成いたしましたことや、その下の6番の、新折居清掃工場の建設事業を平成26年度から進めており、これら建設事業の実施に伴い、平成29年度まで増加を示しますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

また、棒グラフでお示しいたしております償還額は、起債償還負担が重ならないように建設事業実施年度を配慮いたしました結果、平成29年度以降は一定の増加を示すものの、財政負担を抑制した償還計画となっているものでございます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、27ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上、歳出予算のうち、議会費並びに総務費・公債費・予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○藤城光雄委員長** これより、議会費並びに総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうにお願いできますか。

それでは、よろしく願いいたします。質疑はございませんか。

水谷委員。

○水谷 修委員 契約事務についてお伺いします。

契約事務の第1点は、極東サービスとの契約の問題です。先般、長谷山での……。

○藤城光雄委員長 ページ数等、わかりますか。

○水谷 修委員 ページには書いていません。

○藤城光雄委員長 ああ、そうですか。

○水谷 修委員 先般、長谷山での事故を受けて、労基局からの指導があったと管理者が今おっしゃいました。契約上、違約金とか損害賠償とか、今後どうなっていくのかということがありますので、その前提で労基局から組合及び極東サービスへの指導内容がどうなったのか、それに伴って改善の措置、あるいは違約金、損害賠償等がどうなっていくのか、ご説明いただきたいと思います。

一問一答でいいですね。

○藤城光雄委員長 結構です。

言えますか。

過日の報告がありましたように、その分をもう一度、再度。

○水谷 修委員 指導の内容も。

○藤城光雄委員長 指導の内容等です。

太田施設部長。

○太田 博施設部長 それでは、南労働基準監督署の指導事項ということで3点いただいております。この内容について、読み上げて申します。

既に、各議員各位にもお知らせしているとおりでございますけれども、1つには運転業務を請け負う受託者に対して、機械設備の仕様、能力、その他必要な情報を随時提供すること。受託者が作成した作業手順書が機械設備の仕様、能力等の条件を超えるときは、取り扱いを見直すような指示を行うこと。3点目に、プラスチック製容器包装梱包機の点検口、その他労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所について、扉が開放された際に機械の運転を停止するインターロック機構等の設置を検討することと、以上の3点の指導事項をいただいております。

1番、2番目、この仕様の変更によって随時情報を提供すること、また、能力の条件を超えるときは、取り扱いを見直すような指示を行うこと、こういうことは常に行っておりまして、機械の変更等がございましたときには、必ず集めて安全教育、またそういう指示の徹底、それから使用形態、能力の変更のあるときは、こういうときには随時委託業者に連絡し、安全教育とともに徹底いたしております。

また、3点目のいわゆる点検口をあけた場合には、危険を及ぼす場合にある箇所については、開放された際に機械の停止を、インターロックの機構を設置することを検討してくださいということでございます。

そういうことで、組合といたしましても管理する側、それから施工いたしました極東開発、また、現在、運転委託を委託しております極東開発エンジニアリングと、この3者で協議をいたしまして、より安全な方法を模索するというので重々協議しております。

現時点においては、点検口がなければ機械施設運転に対してどのような弊害が出るのかということで、今現在、毎日、日々作業を行いながら調査検討をしております。この結果が、この点検口がなくても作業に支障がないと、設備に支障がないという調査が、見解がまとまれば、最終的にはいわゆる点検口をはめ殺しといひまして、鉄板でもうふたをしてしまうということも最終的には考えております。

また、必要であれば労基監督署の指導のとおりセンサーなりを設けて、あけたときには停止するというのも今検討しているところでございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 よろしゅうございますか。

もう一度。

損害賠償関係。

橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 申しわけございません。損害賠償の件ですけれども、契約書上でいきますと、例えば談合等があつて解除に至るとか、そういった場合には損害賠償をいただきますと。

また、今回の件でいきますと、特に実際の損害等が生じて、損害額が発生したということにもなっておりませんので、そういったところからも賠償金を違約金という形で求めるということは考えておりません。

○藤城光雄委員長 よろしゅうございますか。

水谷委員。

○水谷 修委員 質問しているのは、違約金並びに損害賠償で、性格が別のものですから、契約書に両方書いてあると思うんですけどね。

それから、部長がお答えいただきました件で言いますと、さきの総務委員会でお聞きしたときは、本組合にはたくさんの点検口があるので、できませんということでしたけど、労基局は他の施設についても言及されていると思うんですけどね。事故のあった施設だけじゃなくて、他の施設についても検討すべしというふうになっているので、そうすると労働関係の指導に基づいて、本予算に計上されていない支出が発生する可能性があると思うんですよ。全体を通じて点検口などの安全対策が指導されているわけですが、それについてどうするのか、これ本予算には何も記載されていない。必要なれば補正予算等の対応が必要になるかと思うんですが、その辺はどのように今後対応されるのか、ご説明いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 委員ご指摘のとおり、これはリサイクル長谷山の当該の事故が起こった点検口のみとは考えておりません。先般の常任委員会でも、100以上の点検口があるということで私どもの方も各工場のこれに類似した点検口、これの数、個数、これを調べなさいということで、今詳細の数をつかんでおります。

ところが、先般も答弁いたしましたように、点検口と申しましてさまざまな点検口がございます。常に日常の運転作業において、1日数回点検口をあけて確認しなければならない点検口、いわゆる飛灰の搬送コンベアであったりですとか、動いていなければ点検できないと、例えて言うのは余計かもしれませんが、車のボンネットと一緒に、ボンネットをあけて中側のエンジンの点検をしようと思ったら、動いていなければできないというふうな点検口も多々ございます。

また、目視でガラス、アクリル扉で中の状況を確認するというものもございます。今、そういうふうなものも含めまして、詳細な数はよろしいですか。

○水谷 修委員 いや、数まではいいです。

○太田 博施設部長 鋭意、各工場で最も危険であると、類似したところはどうかという把握いたしまして、同じように対策をとればということで、今各工場で検討協議を進めているところでございます。

ついては、今年度、新年度予算にそのことを盛り込むであるとかということはおしておりませんし、補正でどうやということですが、まだ具体的な対策、全てのものについて今回の点検口と同様の認識が必要かと、改善が必要かというところも含めて、今協議検討をしております。

○藤城光雄委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 対策についての予算についてでございますが、今回29年度予算には現在そのような措置はいたしておりませんが、現在指導を受けまして鋭意検討しているところでございます。この中で、また予算等が必要になりました場合は既決予算でいける場合も当然ございましょうし、やはり当然補正等を組まなければならない場合もございますので、その点につきましては今後対策を検討いたしました結果、また予算措置についても検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願います。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 先ほど済みません、違約金と賠償金の関係ですけれども、契約書上、業務の履行が滞った場合、その遅延に対して違約金を求めるという形になっておりますので、今回業務について遅延は起こっておりませんので、違約金というのは現時点では考えておりません。

賠償金につきましては、当組合に具体的に損害があった場合、損害額に対して賠償をいただくという形になるという契約になっておりますので、そちらについても現時点で具体的に損害額というのは発生しておりませんので、現時点では賠償金を求める

ということも考えておりません。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 事故が起こったこと、労働者のせいや契約会社のせいじゃありません  
という、今設備等の費用が発生するかもしれないということが起こっているので、  
これは違約金に当たらないという話ですね、今の話でしたら、これはこちら側の問題  
として改善せんならんことは違約金じゃなくて、組合の予算の中でしていくというこ  
とになるかと思えます。

その場合に労働安全委員会、ここをきちんと臨時でも開いて、施設の点検はこちら  
の方でしていただいたらええけど、労働安全委員会等をきちんと臨時でも開いて、  
この対策について講ずる対策を、対応の方向を論ずべきだと思いますが、どういう対  
応をされますでしょうか。

○藤城光雄委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 当組合の安全衛生委員会につきましては、定期的におおむね月 1  
回程度開催させていただいております。この間、この事故等を受けまして、やはり再  
度、当組合としましても危険を避けるための措置というのは当然必要やというふうな  
判断のもと、内部で安全衛生委員会の中で検討は既にさせていただいております。

今回、こういう形でまた労基の方、労働基準監督署の方から指導も受けております  
ので、対策についてもまた安全衛生委員会の中で論議はしてまいりたいというふう  
に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 委託事業もありますし、直営のところもありますし、労働者の安全が  
担保できますように、指導に従って改善されますよう要望しておきたいと思えます。

D B O事業の契約でございますが、要求水準書には労賃、労働賃金などについて特  
に規定がありません。品質確保法で、例えば役務については賃金水準などについて今  
規定がありますが、要求水準書には特段ございません。これについて、運転業務等が  
今から話がいろいろ詰まってくるわけですが、いろんな面の労働水準、そこに働く下  
請の方になるかと思えますが、労働水準等は今後どのように品質確保法に従って担保  
していくのか、ご説明いただきたいと思えます。

○藤城光雄委員長 山之江折居清掃工場推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 建設工事について、それから運営と両方ある  
かと思うんですけども、例えば、建設工事について言えば、契約書約款の中で法令遵  
守ということをやっております、当然、最低賃金法の適用基準が遵守されるもの  
と認識しております。

例えば、契約書の中で遵守されるということで、現場の中でも確認をしていくよう

な形になりますけども、発注者・受注者間については、請負工事の総価の中で、内訳書によりまして、公共工事の積算基準や労務単価、こういったものを適用して総価が定められているということを確認しております。そういったことで、労働環境の質というのは担保されているというふうに考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷修委員。

○水谷 修委員 今、答弁で運営についてもと言うたけど、運営は答えていない。

○藤城光雄委員長 山本折居清掃工場建設推進課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 運営の方になりますと、品確法の対象からは外れるということになるかと思えます。契約先の労働者の条件等につきましては、建設と同じように契約書の約款の中で法令遵守を明記しておりまして、最賃法等の適用基準等は遵守されるものというふうに、まず認識をしております。

ただ、委託先の労働環境の整備につきましては、労働基準法で定められているとおり、労働者と使用者が対等の立場におきまして決定されるべきものであるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 2つお答えいただきました。

1つは、建設については最賃は守らせるということですけども、一方、もう1つお答えになった労務単価が決まって、それを担保しなければならないということが、品質確保法で定められているわけですが、そのことについては言及されませんでした。総価として建設労務単価は確保されているということですが、総価の問題じゃなくて、現に労働者に支払われる賃金がきちんと支払われる、そのことをもってして品質確保をしていくんだというのが、多分法律の趣旨だと思いますので、最賃を担保しているから当然当たり前だという、最賃と全然単価は違いますから、建設労務単価は。それを担保するためには、一般の契約ならそこが入ってくるわけですが、DBOの契約の場合には向こう、受け手側の方が選択ができるようになっているわけで、どう担保できるのかは要求水準書を見る限りは書かれていません。ですから、そこをどう担保しているのかということについてはご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 先ほど総価の中の内訳の話をしましたけども、建設工事と言えますと下請業者がおりますので、下請の労働者も含めて労働単価というものが設定されて、業者間の中で設定されております。それについては、業者の方から出てくる施工体系図であったり、施工体制台帳、こういったものが出てまいりま



す。それと下請契約書の写しというものも提出いただいております。そういったもので、社会保険等の労働者の条件というのは確認しておりますし、そういった下請契約書の金額を見て、我々が元請と取り交わした契約書の各工事内容と照らし合わせて、著しく金額が減るといったことがないか、これも総価の話になりますけども、確認しております。

さらに、一義的には下請人の指導というのは建設業法で元請に義務があるという形になりますので、基本的にそういった施工体制台帳等を確認する際に、労働基準法とか最低賃金法、関係法令に抵触する事実がないことを元請として確認しているのかと、間接的になりますけども、そういった確認方法で行っているということになります。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 いや、その確認方法では建設の労務単価が担保できているかどうか、わからないじゃないですか。下請の契約書は求めているけど、それは違うわけでしょう。それを下回ってるわけでしょう。それであれば、現在品質確保法で求められている必要な労務単価をきちんと下請、あるいは孫請のところに担保させるための契約上の措置が必要だと思うんです。

これは、DBO方式の契約の場合には特段決まりがありませんから、勝手にしたらええわということになっているわけですけども、そうすると品質確保法で言うところの労務単価の確保が担保できないということになってきます。

ほんで、建設は今回で終わるだけじゃなくて、後の工事もずっと、運転に係る建設労務単価も出てくるわけですから、メンテナンスとかそういうときに出てくるわけですから、きちんと契約上、担保できるようにしておく必要はあるかと思うんですが、どのように今後されるのでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江折居清掃工場推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 すみません、少し品質法の話ですけども、いわゆる労働者の賃金というものが著しく低いということにならないように配慮するという趣旨だと思うんですけども、公共労務単価というのは標準的な単価でございまして、DBOに限らず、一般の工事であっても、委託であっても、発注時点の単価、例えばこれがいくらかの単価で積算しておったりしても、受注時に入札行為等によりまして、そこでいろいろと単価等は業者独自の、人員の年齢構成もございまして、そういったことで決まっております。

そういったものについては、我々が発注時に、あるいは総価の中で標準的に決めた単価が必ずしも末端の労働者に支払われる単価とイコールというような契約には、このDBOであっても、一般の契約であっても、これはイコールにはならないのが一般的です。

要は、法令を守って、労働者と使用者の合意に基づいて、きちんと賃金等が支払われているかということが大切なことでありまして、我々の発注単価が、そのまま末端の労働者に支払われる単価であるというような認識はしておりません。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 いや、それは承知しています。それはそうだけでも、きちんとある程度水準の労務単価が支払われるようにというのが法の趣旨なので、今後そういうことがきちんとできるかどうかも含めて、点検等をお願いしたいと思います。

運営のことについて、先ほど少しご説明がありましたけども、運営については要求水準書で地元雇用などについては明記されていますが、労働水準については特段要求水準書にも、多分契約書にもないし、品質確保法も直接の適用はない。

だけど、品質確保法の本質というものは、役務についても必要だとされていますので、特定目的会社が今後雇用することになる、地元雇用がされるということになりますけども、地元雇用されるのはいいんですけども、一定の賃金水準等が担保できるように、特定目的会社と、これから運営マニュアルを今詰めているところでございますので、きちんと話をさせていただきたいと思いますが、その点はどうなるでしょうか。

○藤城光雄委員長 山本折居清掃工場建設推進課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 ちょっと、お答えとして適切か、あれなんですけども。まず、業者の方から出されております事業提案書の内容としましては、定められた業務を履行できる人員体制、金額等も含めて人員体制であるというふうに1つは考えているところでございます。

また、品質確保法の本質等につきましては制限、どこまでできるかというのはあるかとは思いますが、今後建設の方も、それから運営の方もこういった形で品質確保法の基本理念を守っていくべきかというところは、衛管全体で考えていくところかと思えます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 今後、考えていっていただきたいと思いますが。

そこで、運転マニュアルが半年前までに定めるということになっています。運転方法が日立造船は今盛んに全国で数十カ所運転してて、自動運転化、つまり直接現場に人が極力いなくてもできるように自動運転化、遠隔操作を今後やっていくんだと、日立造船側は言っていると。

うちのDBOの方では、自動運転化というのは多分何も明記されていないわけなんですけども、今後その辺の運転については、効率化という名のもとで日立造船側の提案はどういうふうな運転内容になっていくんでしょうか。日立造船が主張されているような自動運転化、遠隔操作というふうなことにシフトしていくのか、やはり衛管側が求めている現場でちゃんと運転をする、もちろん本組合が点検できるように、本組合の目の届く範囲で運転していただく、こういうふうな運転マニュアルになっていくのかどうか、その辺を今詰めているところだと思いますが、どういうことになっているの

か、ご説明いただきたいと思います。

○**藤城光雄委員長** 山之江折居清掃工場建設推進課長。

○**山之江亨新折居清掃工場建設推進課長** 運転については、発注時点での業者の方の提案は、従来我々がやっているような人員をやはりつけて、直接運転を、工場の方でやっていくというような中身になってございます。

今、委員がおっしゃいましたような自動運転化というのが、業者の方、そういったことを今後シフトしていくんだということを言っておるという話ですが、現在我々の工場において、そういった提案があったということはございません。したがって、今我々が、業者と協議していく運転マニュアル等は、直接現場でやるというものです。

ただ、1点だけ、遠隔で操作ではなくて、工場の監視、そういったものは行い、サポートしていくという提案はございますけれども、運転を自動的にしていくということではなってございませんので、その点ご理解よろしく申し上げます。

○**藤城光雄委員長** 水谷委員。

○**水谷 修委員** その場合、高効率化というのが盛んに言われていますが、よく燃えるという意味は当然早く燃えるという高効率でしょうけれども、発電量が増える方向での高効率化というのも日立造船はいろんな工場で言っています。その辺は、運転の目標というのはどういうふうに今話を詰めているんでしょうか。

○**藤城光雄委員長** 竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 細かいことの答弁は、またさせていただきますけれども、基本的なところで自動運転という話が出ておまして、新聞で私も日立造船がそんなことを考えていることは知っておりますけれども、自動運転がどんなものかということ等々、何も日立から聞いたこともございませんし、ちょっとよくわかりませんのですけれども、そもそも自動運転をできるような施設として、発注しておりませんので、基本的には今クリーン2 1長谷山と同じような形の形式のストーカ形式で、大体同じような人員配置をして、そしてやっていくというような工場として発注しておりますので、当然機器類から、設備類から、そんな自動運転を前提にしたような仕様では発注しておりませんし、そんなことができる施設が30年にできるというふうには考えておりません。

自動運転というのがどういうものか知りませんが、仮に日立が今考えておられるようなものが、本当に自動運転だったとしたら、そういったことができる焼却場として最初からコンピューター関係から全てつくっていかないと、それはできないのではと思っております。何も聞いておりませんし、そんなことはまずないだろうなと思っております。

仮にあったとしたら、それは工場の仕様そのものを変更していくことになりますから、今我々が発注して、日立が請け負って、そしてSPCの会社が運営していこうとしている今の新しい折居工場につきましては、私はそういった余地はないのかなとい

うふうには思っております。

ただ、今後の技術革新の中で、そうは言ってもいろいろ効率的な運転をしていく、あるいはもっとオートメ化していこうということが必要があれば、我々もそれをまた検討していかなければならないのかもわかりませんが、そんなふうには基本的には考えています。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 先ほど、委員、新工場の方は高効率の施設ですねと、これはより火力がエネルギーを出して、高効率に発電なりにエネルギーを活用していくという質問だったと思うんですが、決して燃焼温度を上げて、より以上にとか、そういうシステムではございませんでして、高効率とは燃焼フローの中で、いかに熱を効率よく回収していくかというシステムでございます。

すなわち、バグフィルターと言われるところなんですが、そこへ入るまでにおよそ200度以下に落とさなありません。だから、800から900度で燃えている燃焼ガスをそこへ落とすまでの過程で、どれだけ効率よく熱を回収して発電等のエネルギーに回せるかという、また新工場は新たなシステムでより低温域まで回収しています。これを高効率の施設というご理解をお願いいたします。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 要求水準書には、搬入される処理対象物を滞りなく処理するものとする。ただし、偏った運転計画はせず、高率な運転に努めることと明記していますので、今、部長がおっしゃったような、偏った運転がしないように、きちんと運転マニュアル等についてはそこで担保できるように、よろしくお願いします。

そこで、余熱利用管理業務がありますが、余熱はボイラーで公園への供給と発電ということですが、余熱ボイラーと発電の比率、発電のうち、施設内利用と売電の比率、これについては今計画を詰めているところだと思いますが、どのようになってきているでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 まだ建設途中ですので、きっちりした数字というのは出ておらないわけですが、おおよそ発電した量のうちの4割から5割ぐらいは工場内で使用して、残り分が売電の方にいくというような比率で現在見込んでおるところでございます。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 今、こういったこと、あとさらには要監視基準とか、こういうことが定まってくるわけですが、運転マニュアル等が詰まってくる一定の時期に、組合議会

の方に一定の内容については、しかるべき時期にご報告等いただきたいと、要望指摘をしておきたいと思います。

そして、何よりもDBOですから、ある程度の運用は向こうにお任せするという事になっていきますので、そこに働く労働者の労働条件などがきちんと確保できるように、地元雇用ということはどうなっていますので、地元で雇用される方の一定の水準の労働賃金等が担保できるように、この点についてもぜひ今後ともよろしくお願いたしたいというふうに要望しておいて終わりたいと思います。

それから、循環型社会形成推進地域計画が30年までの計画ですが、これがかなり数字が現状変わってきていると思うんですが、この計画の進行管理という点では、これはこっちでいいのよね。衛生費、これは衛生費、計画やし総務費かなと思ったら、計画の進行管理の上で数値はごみの量など、どうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 地域計画についてでございますが、現行の地域計画につきましては平成24年度から平成30年度としております。委員おっしゃっております、例えば人口でありますとか、ごみの計画値と実績の比較につきましてはおおむね計画どおりで推移しておりまして、計画値を例えば100とした場合において、昨年度、27年度で人口が98.87%、ごみ量が96.91%といった形となっております。

また、目標としましては、計画当時の平成22年度を現状として、平成31年度を目標年度と定めておりまして、ごみ排出量でマイナス3%などを掲げておりますことから、ごみ量が先ほど申しましたとおり、96.91%であれば、おおむね計画どおりであるというふうに考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 計画どおりの範疇の推移で来てるということで、わかりました。

以上です。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

服部委員。

○服部 正委員 よろしくお願います。予算概要書の4ページになるかと思うんですが、総務費の方であるかと思うんですが、以前、26年から設置されておられます安全推進室における経費というのが幾らぐらい計上されているかというのをまずお聞きしたいのですが。

○藤城光雄委員長 越智推進室長。

○越智広志安全推進室長 予算書上、単独で安全推進室の経費が幾らという形では出て

おりませんが、概要書の5ページの物件費の中の管理的経費の上から3番目の3の安全推進及び人材育成に要する経費ですとか、それから6ページの補助費の中の管理的経費の1番のISO14001研修に要する経費とか、4番の安全推進研修に要する経費といったようなところで予算が計上されておるといところでございます。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。安全推進室においては、ISOも推進されている部署ということで、お聞きする項目はこちらかどうかというのはちょっと、またご指摘あればお伺いしたいんですが、安全推進室においてお聞きしたいと思っております。

これは、26年の数々いろいろな不祥事等がありまして、設置されたという経緯があって、26年、27年、28年と推移している中で、現在どのような活動をされているか。

私も折居清掃工場の近隣に住んでおりまして、26年当時、折居清掃工場において排ガスの基準値を超える発生事案と冷却水が漏れた等々の事例がございまして、今後も安全管理において進めるにおいては非常に気になるところでありまして、3年間進めていって、現状どうなるかということにおいてお聞きした上で、また今後、29年度も予算計上されるということをお聞きできましたので、まずは現状というのを聞きできればと思います。

○藤城光雄委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 安全推進室につきましては、委員ご指摘のとおり、平成26年4月に設置されたわけでございますけれども、コンプライアンス推進体制の構築というのを第一にいたしまして、組織条例を改正していただき、管理者の直轄組織として設置をしていただいたものでございます。

業務といたしましては、環境法令遵守の徹底に向けた職員への教育指導ですとか、OJT活動と知識技術の継承、あるいはISO14001環境マネジメントシステムの推進等を業務といたしてありまして、具体的には環境法令関係の全職員に対する研修ですとか、新任の技術職員に対する技術的な研修、それからISO活動とか、そういうものを実施しておるところでございます。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。当初、大体お聞きしている内容でということで、だったかと思うんですけども、狙いとして安全推進室がいろんなセクションといろんな意見交換をして、どこが問題があるのか、職員がどういうことを望んでいるか、言えるのか、何をやりたいのか、そういうことを十分酌み取って、全体の組合の労務管理を含めた運営に活かしていきたいというお答えもされていたかと思うんですけども、職員の方への聞き取り等の情報をお聞きするようなことというのは現在されていらっしゃるのでしょうか。

○藤城光雄委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 委員ご指摘のとおり、基本的に組合の業務というのは各所属が責任を持ってやっていくべきということだと思いますけども、やはり組織全体として共通の認識を持つ、あるいは共通の目的意識を持って持続的に改善をして業務の遂行をしていくということが大事だろうと思っております、安全推進室はそのために方向性を示して取り組みをサポートしていくということが、非常に重要な役割だろうというふうに基本的には思っております。

各職場でいろいろ課題なり問題がございます。したがって、各職場での問題、特に法令関係の疑義とかございましたら、随時私どもの方に相談がございますし、それから本年度から研修の中でも各職場で個別のいろんな、これはどうなんだろうというようなテーマがございますので、それについて今までは法令関係、全職員を対象にして研修を中心にやってまいっておりましたけれども、本年度からそういう各職場固有の問題についても、もっと密にやっというところで課題研修というように形で取り組みも進めてきているところでございます。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。さまざまいろいろとお取り組みをされていらっしゃるということをお聞きできました。今のところ、そういう職員の方の意識向上等、職員内ではおやりになっているということで進められておられます。当初、26年当時はさまざまな事例があって、安全推進室を設置して、そういう不祥事はないよというようにも推進されてこられたという経緯がありますので、職員の意識を改善していくということにおいてされているということはわかりました。

その他の当初、もう事例として上がってきていないんですけど、何か基準値におけるダイオキシンとか、いろいろな計測データというのも公表されていらっしゃるんですけど、それについての調査とかというのは、今現在されておる、今後またされるご予定があるというふうにお考えなんでしょうか。その点だけお聞きできればと思います。

○藤城光雄委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 多分、排ガスとか排水とかの基準値の遵守状況がどうかというご質問かと存じますが、基本的には各工場におきまして測定データについては、ものによっては毎日、あるいは週1回とか、月1回とかの頻度はいろいろございますけれども、測定の都度、各所属で責任者が確認をしておるということでございまして、結果のまとめにつきましては私どもの方にも上がってまいりまして、目を通させていただいておるということでございますが、基本的には各工場において責任を持って監視をしておるという体制でございます。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 でありましたら、安全推進室におかれましても、そういったデータの検証とかもされて、一方で職員等のコンプライアンス遵守においての意識向上等をいろいろなことを図られている。ISOも含めてやっていらっしゃるということですけど、そういうことを安全推進室でお取り組みされておられ、また今後もそういうふうなことで進めていかれるというふうにお考えになっているということでもよろしいんでしょうかね。

○藤城光雄委員長 再度ですか。

○服部 正委員 はい。

○藤城光雄委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 組織についてのご質問ということでございますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

26年度におきまして、皆さんご承知のとおり、いろいろと課題、問題等が発生いたしました件によりまして設置した部署ではございますけども、やはり組織といたしまして、時限的に設置したわけではございません。設置目的等につきましては、今後必要になってくるというふうにご考えておりますので、組織といたしましては今後組合全体の組織と同様に考えまして、必要性等につきましても今後考えてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。やはり、26年当時あったようないろいろな事例が起こらないように、今後もしっかりと運営の方を進めていただきたいと思いますので、これからも進めていただくようお願いいたします。

以上です。

○藤城光雄委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、予算書の12ページなんですけれども、議会費のところでは会議録の委託料が載っているんですけれども、私も衛管のホームページ、よく見えていますけれども、特に会議録の部分、議会の、衛管の議員も交代することが多くて、過去の質疑だとかというのを見ないとよくわからない部分がどうしても発生してしまっていて、そのときになかなか何年度のいつの議会やったかなという、誰が質問していたかなというところを調べるのに、会議録の検索システムというのが、例えば八幡市でもできるんですけど、それぞれ結構どの自治体でもあると思うんですけど、そういうキーワードな



んかを入れたら検索できるようなシステムを導入していただけないかなと思っているんですけども、どのようにお考えか、ひとつ教えてください。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 議会の議事録についてお答えをいたします。

議会の議事録については、平成24年度まではホームページ上に、搭載はしていませんでしたが、25年度からは議会の要望も受けまして順次掲載の方を進めてまいりまして、その後については平成21年度の議事録についてもご覧いただくことができるようになっております。

ただし、言うなれば職員の手づくりでつくってございまして、議事録作成をコンサルとか業者に委託をしているんですけど、それをPDFファイルに職員の手で変換をいたしまして、そのPDFファイルをホームページ上に順次掲載をしているというような状況になっております。

したがって、非常にお手数とは思いますが、現状そういうふうな状況になっておりますので、一定、大体どこの議会かなというのを想定していただいて、PDFファイルを開いていただいたら、PDFファイルの中に現状としては簡易検索で用語とか、どの議員さんが発言されているかというような検索が、今の状況としてはできるようになっております。現状としては、そういうふうな状況になっておりますので、非常にお手数とは思いますが、システム上のご理解の方、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今、現時点でもキーワードを入れたら検索できるようになっているんですかね。よくわからない、使い方がわかっていない。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 今、言いましたように、PDFファイルを開いていただいて、右クリックをして、簡易検索というのが出てきますので、その一文、1つのPDFファイルの中では検索は可能になっております。

例えば、ヤフーとかグーグルからでも、外からPDFファイルを検索しに行くというのも、100%ヒットするかどうかはわからないんですけど、そういったシステムでPDFファイルの中を検索しに行くというのも可能な状況になっております。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 本当に見るからに手づくりという感じがいっぱい、ご苦労あるかなと思うんですけども、今後予算の許す範囲で、また改善してもらえたらありがたいかなと思いますので、また検討してみてください。

それともう1点お聞きしたいのは、この間、行革で民間委託の部分にかなり移行し

ていますけれども、先月、長谷山のリサイクルセンターで労災事故も起こりました。そこで、お聞きしたいのは、10年間ぐらいの労災事故の発生件数と内訳を教えてくださいんですけども、内訳は衛管職員で事故、労災事故があった場合と、それから委託業者において事故があった場合ということで、内訳も教えてもらえたらと思います。

それから、日常の事故防止のための安全対策はどのようにやっているのか、委託業者も含めてやっているのかどうか、日常の安全管理はどうなっているのか、教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 庁内の安全衛生委員会を所管しております事務局は総務課なんですけど、そちらの方から職員の方の公務災害、いわゆる労災の事案を説明させていただきます。

平成19年度から28年度、この10年間で23件の労災認定、公務災害認定の事案が発生しております、多い年度でしたら6件、少ない年度でしたらゼロとか1ということがありますが、平均化しましたら1から3、4というような状況になっております。

内訳につきましては、いわゆる労働災害事故の特徴でございます、階段を踏み外すとか、段差に足をとられてこけてしまうというふうな転倒災害が23件中8件ございました。あと、作業中に薬液等が目に入る、本来的にはゴーグルとかをしておいたら防げるような事案なんですけど、目に入ってしまったと。あと、かたい部分に頭とか手をぶつけてしまったというような事案が2件、そのほか通勤途上で交通災害に遭われたというようなものが3件ございまして、あと公用車を運転している最中にドアに挟まれたとか、ドアをあける最中に、おでこを打ってしまったとかというような事案がございます。

対策としましては、まず職場での職場安全会議を実施しまして、まず現状の分析、議論なりをしまして注意喚起、必要でありましたら作業の改善なり転倒の防止対策、あと危険箇所を明示して、ここは危険ですよということを現場でまず対策を行いまして、その後に全体で開いております安全衛生委員会の中で報告をして、全庁的に情報共有を図るということにさせていただいております。

重大な事案が起こった場合については、緊急に臨時の安全衛生委員会を開きまして、職場パトロールを行う中で必要な是正なり、点検チェックを行っていくというところでは、昨年度、28年度にピット転落事故が起こりましたので、そのときについては緊急に安全衛生委員会を開きまして、職場の安全会議の実施なり、事故対策、最終的には緊急のピットの救助訓練まで行って、安全対策を実施したというような状況になっております。

職員の方は以上です。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 委託業者における方の報告でございますが、私どもで確認させて

もらったところ、作業中の労災事故としましては5件の報告を受けております。内容としましては、職員と変わらず、階段を踏み外す等が2件、あと注射針の支障が2件、今回のリサイクルセンター長谷山における機械に挟まれた事故が1件でございます。

対策としましては、職員と同様、いずれにおきましては職場安全会議を行っておりまして、必要な議論でありますとか、協議でありますとか、注意喚起、作業改善等は同様に実施しておるところでございます。

以上です。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 職員では、10年近くで23件、委託業者は5件ということなんですが、今、事故の中身も詳しく教えてもらいましたけど、本当に基本的なところで、薬液が目に入るというのはゴーグルをしてなあかんのにしてなかったという、そういう基本的な部分で起こっているのかなと思うんですけども、やはり日常の作業マニュアルの、毎日毎日作業をするときのやっぱり再確認とか、それから機械の点検なんかはどんなふうになっているのかなと思うんですね。

今回のリサイクルセンターの事故も、作業マニュアルの再確認だとか、そういうことが日常的にやられていれば起きなかったんじゃないのかなというふうにも思いますし、その辺は、これだけ委託業務が増えてくる中で、やっぱり委託業者も含めた安全対策というのが本当に必要じゃないのかなと思うんですけども、その辺は衛管としてはどんなふうを考えておられて、今後こういう事故も起きましたので改善をされていくのか、その辺のお考えを教えてください。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 ご指摘のように、重々安全対策は講じておるつもりでございますし、教育も行っております。例えて言うなら、作業を、ある工場では、作業の始業の開始のときに、いわゆる今のゴーグルを含めて防じんマスク、その作業に用いる防護装備、こういうものも各自携帯しているかと、指さし呼称で対面いたしまして、確認作業まで行っております。

また、同様に委託業者の方にも同じようにそういう指示、こういうことを徹底しておるわけでございます。

ただ、悲しいかな、こういう労災事故が起きました後には、日々気をつけて十分徹底しているように承知しているのに、起こってしまったということが現在起こっている事例の全てでございます。こういうことは予測もしていなかったとか、こういうところに気がつかなかったということは1つもございませんで、当然個人が認識しておれば、周りが注意しておれば済んだ事案ばかりでございます。

ただ、そうは言っておりますけれども、放っておくわけではございませんで、より以上の注意喚起、そういうことの徹底は以前からも、以降も続けていく所存でございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○**亀田優子委員** わかりました。ちょっと1つ確認なんですけども、先ほど委託業者で5件とおっしゃって、最後のところで今回の右腕切断ですというふうにおっしゃったと思うんですけど、26年12月の同じくリサイクルセンターの足のけがというのは入ってないのか、何で入っていないんですかね。

○**藤城光雄委員長** 池本施設課長。

○**池本篤史施設課長** 済みません、あれは建設工事における事故でして、ちょっと委託とは違ったので入れてなかったんですけども、事故があつてけがをされたという認識は持っておりますけども、その辺で入れておらなかったの、済みません、そういうことで申しわけないです。

○**藤城光雄委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** やはり、すごい重傷を負われた事故で、ここで労災事故というふうな聞き方をしていますけど、やっぱり衛管管内で起きている事故は全て報告してほしいんですよね。その1件が抜けているぐらいなんですか。ちょっと信用にもかかわるので、きちんと事故の部分は報告してほしいんですけど。

○**藤城光雄委員長** 池本施設課長。

○**池本篤史施設課長** 済みません、建設工事も含めましたところ、26年のリサイクルセンター長谷山における人身事故が1件と、新折居工場の方で歩いておられて滑ったという件数が1件ございます。  
以上です。

○**藤城光雄委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** そしたら、7件というふうな認識でよろしいんですね、わかりました。  
なかなか長谷山エリアとか、折居とか、あちこちに広く管内ありますし、そこはしっかりと委託業者の管理する所長さんなり、長みたいな人がいると思うので、そことの連携を密にして、しっかり安全対策をきちんとできる、そういうことを含めてぜひこれからもやっていってほしいなと思いますので、以上です。

○**藤城光雄委員長** よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

答弁、ちょっと1つ、野田事業部長。

○**野田浩靖事業部長** 申しわけございません。今現在、先ほど委託事業につきまして、労災につきまして施設課長の方から報告させていただきました。

しかし、請負につきましては一定やはりこちらとしても把握しにくい部分がございます。

ます。重大事故等が発生いたしました場合につきましては、当然当組合といたしましても把握はいたしますけども、足を滑らしてけがをしたとか、こういうものにつきましてはこちらがよっぽど聞かんことには出てこえへん案件やと思うとりますので、必ずしも正確な数字ではないということをご理解いただきたいと思っております。

○藤城光雄委員長 よろしいか。

では、関東委員。

○関東佐世子委員 私の方からは、2点質問させていただきます。1点ずつお願いします。

予算案の概要の1ページの(4)の安定的な処理事業を遂行するため計画的に各施設の適正な維持管理、老朽化対策等の機能維持に必要な整備を行うということに関係することで、この間、各工場や施設は老朽化に伴って更新を計画的に行っていただいておりますが、衛管が管理される全ての施設を見ると、本庁をはじめ、老朽化が目立つ施設もございます。これまで、耐震や災害等を想定したような調査などをされたことがあるなら、その結果を教えてください。あわせて老朽化対策、今後の取り組みをお聞かせください。

○藤城光雄委員長 衛生費、質問の方、もう1つありますか。

○関東佐世子委員 1個ずつさせてください。

○藤城光雄委員長 中身的には、それでいいですか。

○関東佐世子委員 はい。

○藤城光雄委員長 衛生費の方で答弁させていただきますので。

○関東佐世子委員 衛生費、総務ですね、これは。

○藤城光雄委員長 全般でよろしいですか。

○関東佐世子委員 全般ですので、総務、いいですか。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 組合各施設におけます耐震強度についてですが、昭和56年に耐震強度につきましては震度5程度から震度6程度の地震力に耐えるよう、建築基準法の改正が行われました。この改正前と改正後の施設についてでありまして、奥山排水とごみ中継所の2施設が改正前の施設でございます。それ以外の施設につきましては、改正後に建てられた施設でございますので、現在の震度6程度の地震につきましても重大な損傷がなく、耐え得る構造となっているというふうに考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 よろしいかな。

関東委員。

○関東佐世子委員 今のご答弁では、奥山の排水施設とごみ中継所というふうにお伺いしましたけど、そしたら本庁舎なんかは、これとっても古いように感じていますけれども、どういう状況であるのか教えていただきたいんです。それと、水害の心配も本庁舎はあるのではないかなと感じています。今、お答えいただいた奥山とごみ中継所については、今後はどういう取り組みをされるのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 ごみ中継につきましては、現在老朽化が進んでおりまして、今後5年のうちには更新になるのか、廃止になるのか、その辺を含めまして現在検討しているところございまして、そういった状況でございます。

あと、先ほどのご指摘のとおり、本庁舎も、施設ではなかったんですけども、本庁舎も確かに耐震前の施設、改正前の施設でございまして、震度5程度に耐え得る施設となっております。

○藤城光雄委員長 川島クリーン長谷山所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 池本課長の方から旧耐震、新耐震ということで説明申し上げましたが、奥山排水処理施設は旧耐震ということになっております。

しかしながら、廃棄物処理施設は性格上、地中を深く掘り下げて、各槽ごとに分離しますとか、施設自体が壁で、各部屋ごとに壁で覆われて、普通の一般的な建物より、1つワンランク上程度の耐震力があるというように考えております。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 中継所は5年のうちで、奥山は建物の施設で、現状のよりも耐震は認識よりもあるということ認識されているということでも理解できたんですけど、私は本庁舎のことを実は心配してまして、先日も視察で災害時に災害ごみの処理のところを見せていただいたりしまして、災害時にやはり衛管というのはしっかりとごみの処理、機能していただかなくてはいけない施設だと思っています。

それで、何が言いたいかというと、市などは年末に何か特例が国によつての発表されて、有利な起債が、90%が起債で交付税算入されるということがありまして、全国的に本庁舎については、にわかには前倒しで検討される自治体が増えているなというふうに感じているんですけども、衛管の場合は対象にならないのかもしれないですけども、やはりしっかりと本庁舎の耐震等、検討していただかなくてはいけない時期に入っているのではないかと思います。

これは、私は耳にするのは折居に移転するのではないかなどといううわさも聞いていますけれども、今後どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 山本折居清掃工場推進課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 失礼いたします。本庁移転の計画でございますけれども、折居の更新事業計画の検討策定段階から基本的な考え方というのは持っているところではございますけれども、これまで厳しい財政状況等を踏まえまして、具体化にはなかなか至らなかったというような状況でございます。

委員おっしゃられました交付金の制度、あれは、より古い施設に対する交付金の制度というふうには聞いておりますけれども、そういった有利な制度を今後見ながら、29年度以降、今後の財政計画等を踏まえまして、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 そしたら、今後計画ということで、今年度はまだ検討されないということですね、予算にも何もなかったのです。

それから、折居に移転するとかいう話はまだ、どこに、このまま現状の建て替えとか、そういうこともまだ検討はされないということですか。

○藤城光雄委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 先ほど担当課長の方から答弁させていただきましたように、移転計画というのは、ここ数年やはり考えておまして、今基本的な考え方といたしまして、折居清掃工場の方が今現在整備いたしておりますことから、その点につきまして、折居の方に移転する方向で検討はしたいというふうに考えているところでございますが、先ほども申しましたように、他の建設等の事業もでございます。そういうものの事業年度を見定めつつ、いつだったらできるかなというところも含めまして、今、現に検討しているところでございますけれども、今現在、29年度について予算は計上いたしてはおりませんが、後年度に向かいますの検討というのは進めているというところでございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 折居に移転するという方向で検討されているということですが、私は沢で建て替えがいいというふうに考えています。それは、し尿の処理がなくなってきましたよね。そしたら、本庁がなくなると中継所だけの機能になるなど思っているんですけど、跡地の利用とか、そういうこともまた検討しなくてはいけないようになってくるなど思っていますので、ぜひ沢の建て替えも含めて検討していただきたいなど要望しておきます。これは、ここで結構です。

次に、予算案の概要の20ページ、安心安全な工場運営体制の推進についてですけれども、一番下の段の（イ）機能維持効率運転のための主な整備と、（新規事業）というふうになっておりまして、1番、2番と2つの工事が示されています。新規事業ということですが、これはこれまで行ってこられなかった整備なのかということと、これ衛生……。

○藤城光雄委員長 本来は衛生費です。後です。

○関東佐世子委員 衛生費、そしたら次、もうこれで以上で結構です。

○藤城光雄委員長 よろしいか、はい。

じゃ、ほかに。

上原委員。

○上原 敏委員 済みません。3件、お願いしたいと思います。

はい。予算書の12ページ、6ページから見まして議会費なんですけども、62万円の減ということで下がっているの、下がるのは基本いいことやと思っているんですが、主に下がっている理由を教えてくださいなと思います。

それに絡みまして、概要の17ページの項目で7つ目の正副議長、2常任委員会正副委員長合同会議1回というふうに予定されているんですけども、これは前回も予定されておられたのでしょうか。実際開かれたことはありましたのでしょうか。どういうときに開かれる。一応、開かれてなかったん違うかなと思うんですけども、どういうときに開かれることを想定されるのかを少し教えてくださいなと思います。

議会関係は以上です。

あと、予算書の13ページや概要の4ページ、それから予算書の28ページ等に絡みまして人件費関係、少し教えてくださいな。

特別職、議員とわかるんですけども、概要の4ページの非常勤特別職10人というところ、予算書の28ページのその他の特別職、本年度25人ですか、どういった職種があるのか、少し教えてくださいなでしょうか。

あと、概要の1ページの5番目に技術継承人材育成体制の確立、さらなる強化というところがあるんですけども、述べられているんですけども、予算的にどういうところに反映されているかということをお聞きしたくて、概要の6ページの管理的経費の3番目の職員研修と負担金等にあらわれているかなと思うんですけども、56万6,000円増えておりますが、前回28年と29年で予定されている研修の内容を少し教えてくださいなと思います。56万6,000円、そんなに大きい額ではないかもしれないんですけども、一応増額ですので、内容的に変わるのか、あるいは受ける職員さんの数が変わるのかといったあたりを少し教えてくださいなと思います。

以上でお願いしたいと思います。

○藤城光雄委員長 多岐にわたっていますので、順次お願いします。

答弁。

橋本財政課長。



○橋本哲也財政課長 まず、議会費の62万円減額している説明をさせていただきます。

28年度から議員さんの費用弁償について、これまで定額でお支払いした分を、実費で支払うという形に変更させていただいておりますので、28年度予算についてはまだ反映されておりませんでした。29年度からそちらの方に反映させていただきましたので、その分減額しているという形になっております。

○藤城光雄委員長 3点、参考資料17番、17ページか。

今、ここで答えられますか。無理でしたら、後で、いきますか。  
橋本課長。

○橋本哲也財政課長 済みません。議会関係経費の正副議長、2常任委員会の正副委員長合同会議、予算についてはあくまでも予定という形で積んでおりますので、予算については予定という形になります。

過去につきましては、基本的に毎年合同で行政視察の方に行かれますので、その打ち合わせということで毎回開かれていると聞いております。

○藤城光雄委員長 あと、もう1点か。予算書13ページか。管理費から。人件費の関係。

橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 給与費明細書のその他特別職25名についてですけれども、嘱託職員さんが15名、それから公平委員会さん3名、それから監査委員さん2人、それから情報公開審査会の委員さん5人、合計しますと25人になります。

概要書4ページの嘱託職員報酬等の中の非常勤の特別職10人、こちらにつきましては今言いました公平委員会委員さん3人、監査委員さん2人、それから情報公開審査委員さん5人、合わせて10人になります。

以上です。

○藤城光雄委員長 いいですか。漏れは。

上原委員。

○上原 敏委員 職員研修、まだ。

○藤城光雄委員長 職員研修。参考資料6ページか。答弁。

いきますか。橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 研修費につきましてはですけども、基本的には毎年資格取得の研修でありますとか、外部に座学の研修でありますとか、専門的な研修等に行くという形になりますので、それに伴って毎年資格取得の方も人数によっては当然変わってまいりますので、そういったところの差もあります。

以上になります。

○藤城光雄委員長 いいですか。上原委員。

○上原 敏委員 今の聞いたんですけども、あまり突っ込んだつもりはなくて、内容的に何か変わっているから増えているのか、人数がたくさんなったから増えているんですかという問いかけですので、内容的に変わっていないです、けど人数が増える予定ですという理解でよろしいですか。特に、内容が変わっているかどうか聞きたいところですので。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 大変申しわけございません。1つ1つの研修の中身がということになると、基本的には毎年同じ研修に行っていておきますので、人数の差によるものも多くあります。一つ一つ毎年研修の講座名が変わるとか、そういったものはあるかと思えますけれども、基本的には行っていただく研修というのは同じものというふうに考えていただいて結構だと思います。

○藤城光雄委員長 よろしゅうございますか。

杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 少し補足をさせていただきますけど、最近団塊の世代の退職によりまして、工場の若手職員に構成が変わってきているという中で、工場の運転上、どうしても資格、ガス溶接なり重機の運転の資格が要りますので、そういった分について来年度、少し研修関係、資格取得関係の予算を強化しております、その内容が昨年度比較、40万程度増強してとらせていただいているというような状況になっております。

○藤城光雄委員長 上原委員。

○上原 敏委員 好意的に解釈するつもりですので、こういうところで先ほどの1ページにあった、年齢構成が変わってくるということも含めて、技術継承や人材育成のために強化して予算増やしておられるという、そういう理解でよろしいんですね。いや、そう言っていただいたら、好意的に捉えている内容、変わっていると言っていたかかったもので、わかりました。

一応、最後、議会費に戻るんですけども、多分電話で打ち合わせをしている程度かなと、通常の議会やったら議会のこと聞かないんですけど、電話で打ち合わせをしている程度で、特に合同会議ということではされていないと思うので、いい悪いじゃなくて、上げられる必要がないんじゃないかなと、それならそれだと思いますんですけど、わかりやすい方がいいと思いますんでということだけお伝えしておきまして、特になかったらそういうことで。

○藤城光雄委員長 ちょっとお尋ねします。あと、委員で質問は、この項についての

質問は今ございますか。休憩との関係もありますので、ございませんか。

じゃ、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**藤城光雄委員長** ほかに質疑はないようですので、議会費並びに総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

時間によって、ただ今暫時休憩をとります。13時から開会いたします。

午前11時47分休憩

午後0時57分再開

○**藤城光雄委員長** 若干ちょっと早いわけですが、それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

#### [衛生費]

○**藤城光雄委員長** 次に、衛生費について説明を求めます。

野田事業部長。

○**野田浩靖事業部長** それでは続きまして、衛生費全般についてご説明を申し上げます。衛生費は、組合の根幹業務でありますし尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の18ページ、清掃総務費でございますが、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は6億2,276万2,000円となり、対前年度比較では1.2%、756万3,000円の増額となっておりますが、増額の主な要因は、この費目に計上している人員の増、及び新陳代謝により職員給が538万1,000円増額となったことなどによるものでございます。

次に、19ページ上段、し尿委託費では、5企業に委託し、実施をいたしておりますくみ取り家庭等の定期収集と臨時的収集などに要するし尿収集運搬委託料など総額2億3,325万3,000円を計上いたしております。対前年度比較ではマイナス17.7%、5,024万9,000円の減額となっております。

これは、くみ取り世帯数の減少に伴い、し尿収集運搬委託料が減額となったことや転廃業助成金が発生しなかったことによるものでございます。

し尿収集運搬委託につきましても、管内下水道の全体普及率が約95%と進捗していることに伴い、し尿収集世帯が減少していること等課題がございますので、今後、し尿収集のあり方については検討が必要と考えているところでございます。

次に、19ページ下段の徴収費でございますが、し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計643万1,000円を計上いたしております。

次に、予算書20ページのし尿処理費でございます。

し尿処理費の総額は3億245万円となり、対前年度比較では43.4%、9,149万4,000円の増額となっております。

これは、し尿等の効率的な処理に向けた下水道排水に係る整備費が増加したことや老朽設備改修整備費を計上したことによるものでございます。

ここで概要書24ページをご覧くださいと存じます。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と平成28年度、29年度の推計量をお示しいたしております。平成29年度の処理計画では4万930klのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、平成23年度の7割程度に減少しているものでございます。

続いて、概要書25ページをご覧くださいと存じます。

今後のし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理に向け、全量を公共下水道に排水することとし、平成28年度に引き続き下水道排水整備事業を実施するものでございます。平成29年度の事業内容については、ここに記載のとおりでございまして、平成30年度の排水開始としているものでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書20ページ下段から21ページのごみ焼却費でございますが、概要書の3ページ、表2中段のごみ焼却費の欄に記載しておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費1億3,728万円、折居清掃工場に要する経費4億3,305万5,000円、総額15億7,033万5,000円を計上いたしております。

平成29年度は、クリーン21長谷山において稼働年数経過によるごみ焼却施設改修整備工事費等が増加いたしており、対前年度比較では10%、1億372万9,000円の増となっております。

概要書の30ページをお願いいたします。

1がクリーン21長谷山の基幹設備改修整備事業についての資料でございます。ボイラーの水管更新工事でございますが、図にお示しいたしておりますとおり、減肉傾向にある2号炉ボイラー側壁水管の更新をするものでございます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、21ページ下段から22ページのごみ中継費では、ごみの中継運搬に要する経費として4,277万8,000円を計上いたしております。沢中継場の施設の老朽化を踏まえ、運転管理業務に加え、維持管理等を含めた委託をするものでございます。

次に、予算書22ページから23ページのリサイクル費でございます。缶、瓶、ペットボトルなど容器包装廃棄物等の資源化事業及びリサイクル工場の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億5,478万7,000円となっており、対前年度比較では10.3%、3,313万9,000円の増額となっております。

概要書の30ページをお願いいたします。

2がエコ・ポート長谷山の基幹設備改修整備事業についての資料でございます。No.2ペットボトル圧縮成型機更新工事でございますが、写真のとおり、搬入されたペットボトルを手選別にてキャップ・異物等を取り除いた後、再生業者に引き渡すために圧縮し、ベール状に成型する設備を更新するものでございます。

また、概要書の31ページに、エコ・ポート長谷山の工房運営計画の概要を記載し

ておりますので、ご覧いただきたく存じます。

平成17年度から開設いたしております衣服工房をはじめ、各種工房の取り組みは大変好評をいただいております。平成29年度におきましても、ゆめりあうじでのガラス工房・衣服工房など、工房スタッフによる出前工房の5回開催や、小学校の行事でのガラス教室や構成市町や管内自治会・子供会などの各種団体からの出前講座の依頼にも積極的に応えていく予定といたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、23ページから24ページのごみ破碎費でございます。不燃物の破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、合計1億7,404万3,000円を計上いたしております。

次に、予算書24ページのごみ埋立費でございます。ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地・排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金などで、合計で6,860万5,000万円となっており、対前年度比較ではマイナス20.2%、1,739万6,000円の減額となっております。

概要書の最後のページ、32ページには、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要を記載いたしております。

平成29年度末では全体計画量の約47%が埋め立てられるものと見込んでおまして、今後の埋立期間につきましては、平成39年度以降も大阪湾広域臨海環境整備センターが使用できることを前提に、現時点では平成45年度までの埋め立てが可能であると考えております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、25ページの新折居清掃工場建設事業費でございます。建設工事の進捗に伴い、33億4,514万1,000円を計上いたしております。

概要書の26ページから29ページ、折居清掃工場更新施設運営事業をご覧願います。

最初に、1の事業概要でございますが、全体計画、これまでの実績、平成29年度計画の内容について記載しております。引き続き建設工事を進捗させ、試運転調整を実施することとしております。

次に、27ページには本年1月時点の全景及び設備機器の写真を掲載いたしております。

28ページの3の新工場の仕組みでございますが、工場全体のフロー図を示させていただき、各設備の役割等の説明を記載しております。

次に、29ページの4では、組合が行いますモニタリングについて、履行内容の確認や事実の確認などの主な業務内容、5では組合が実施する主な業務について記載しております。

以上、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤城光雄委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 予算書25ページ、概要説明書の7ページなのですが、新折居清掃

工場建設事業にかかわることなんですけれども、その中で施工監理委託費、技術支援業務委託費1,015万6,000円ですか、具体的にこれどういうものを委託して、どういう成果が上がるのか、お聞かせください。

○藤城光雄委員長 山之江施設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 今、ご質問の施工監理業務委託とそれから技術支援業務でございますけれども、施工監理業務委託については、今、建設工事が進んでおりますけれども、建設工事に伴いまして現場の確認、あるいは要求水準書どおりのいわゆる設計の仕様になっているのかどうかというところを、専門的な技術でもって確認、それから現場の立ち会いを行うと。あわせて建築工事については、建築基準法で1級建築士の資格を持つ工事管理者という者を、発注者それから施工者とは別に第三者的な意味合いで監理する工事監理者という者を置かなければなりません。これを建築確認申請のときも届け出をしておりますので、そういった役割を施工監理業務の中でやっております。

あと、技術支援業務について、これは組合の、発注者の方の立場で支援をいただくということで、これは全国的にいろんなごみ焼却施設というものが施工なり、建築されておるわけですが、そういった横並びの目線といいますか、水平的な目線で見て問題がないかということ、技術的視点でチェックしていただくというような業務を、これを業務委託しているということでございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 DBO方式でD、Bともに一括で日立造船に発注されているわけですが、元請の日立さんとしても同様のことは当然やられていると思うんですけどね。現場での、当然設計者は設計監理、施工監理等々をやっていると思うんですがね。あと、第三者的立場というふうな形で、組合立場として監理なり確認することでしたら、それはこの中でやっている第三者ということで考えますと、現場の工事監査というんですか、技術士さん等々が入って、そういうのを組合としてはどうなんでしょうか。やられるのか、現場の工事監査等々は現場の進捗にあわせて、どの時点でどうすればいいとか、それこそ施工図どおりにできているかどうかも含めて、その辺の技術士さんを入れたような工事監査はあるのか、それとも全然予定もないのか、ちょっとお知らせ願えますか。

○藤城光雄委員長 山之江建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 すみません、ちょっと工事監査とは違うかもしれないんですけど、組合としては現場の方の監理は当然組合としても監督職員という者を置いて監督して、立ち会いあるいは確認、それから審査を行っております。

今の技術士云々の話でございますけれども、それについては施工監理業務委託の中ではいわゆる廃棄物の部門の技術士等を持った人間がプラントの機械、あるいは建築で

あれば1級建築士を持っている、資格を持っている人間が建築部門、土木であれば1級土木施工管理技士の資格を持っているだとか、そういった人を張りつけて、こういった工事、施工監理業務を行うというような仕様でもって設計しておりまして、そういったところは組合の監督職員が全てあらゆる資格を持っているわけではございませんので工事施工監理業務の中でいろいろサポートいただきながら、組合としては主体的に工事の監理を行っているということになります。

それは、段階ごとに検査等を行いますし、そして支払い前には組合として工事の出来高支払い検査というものを行って、施工業者が行う工事がいわゆる仕様書どおり、あるいは品質をきっちり確保できているかということを確認して支払いを行っているということでございます。

このときにも、工事施工監理業務を行っている業者の方は立ち会って、一緒に確認をいただくということになります。

一方、技術支援業務の方も先ほど言いましたが、これは技術的支援でございますけれども全国的な同じようなところは幾らかありますので、そういった横並びの目線で見えていただくということで委託しているものでございます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 今、おっしゃっていた、答えられたことは重々理解しておりまして、DBともに丸投げしているわけじゃないというのはよくわかるんですが、行政執行の上において監査ですよ。会計だけの監査じゃなくて、監査事務局の監査ということにおいて、特に大規模な工事等々におきましたら、中間のときとかいろいろなときに工事監査というのを衛管としてはやるのかやらないのか、それは必要ないというのであれば根拠は何なのか、教えてください。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 今、課長の方から回答させていただいていますが、一般的な普通の公共工事、建設工事をやる場合には、どこもこういう形でやっておられるかと思うんです。

委員からのご質問でDBOということと関連してのご質問でしたので、ちょっとあえて申し上げますと、工場の今の建設そのものは、運営も含めてDBOという方式で一括発注しておりますけれども、施設の建設の部分につきましては単体の工事であろうが、今回の発注であろうが、基本的には本質的には何も変わりございません。受注した企業、そしてそれに先ほど申し上げましたように第三者的にコンサル会社でございます、大臣の認可を得て十分の工事監督、監査、評価もできるそういうコンサル会社に施工監理業務というものを委託しておりまして、これはもうどこの自治体の公共工事でも同じ対応をしているかと思えます。

さらにそれに加えてまして、私どもには技術支援業務ということで全国的な清掃工場などを運営している全国の百数十自治体で組織しております法人である全国都市清掃会議などに、技術支援的な業務を委託して、さらに専門的な見地で、きっちりと清掃工場、焼却場というものがちゃんと施工できているかどうかということ、我々に対

する技術支援をしてもらう形をとっておりまして、我々としては一応これで万全の体制はとっているというふうに考えております。

でき上がりました施設に対して、どのように評価するか。例えば、今後の入札とか、今後の業者の選定に当たって、例えばそこを施工した業者がどの程度の出来高だと、そういう評価をするというふうな制度を持っておられる団体もあるかと思いますが、私どもはまだそこまで、そういう第三者的な外部委員会、委員の方にでき上がった施設のでき具合を評価してもらうというふうな制度までは、ちょっと私どもは持ち合わせておりませんが、そこへ現在こういうような体制で十分な形で施工ができるという形で今進んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 城内衛管としての行政事務事業の執行において監査委員会もあるんですが、工事監査というのは行政側として必要はないという判断なのか、それであればどういう理由でそうなるのかと疑問です、私の。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 失礼しました。監査委員さんによる施工中の工事監査ということにつきましては、私どもの立場では答えられないかと思うんですけども、通常今までの私どもとして監査委員さんをお願いしておりますのは、いわゆる出納、施設関係の工事にそれぞれの根拠に基づいて適正に支出されているかというような点で監査をしていただいている。それに加えて、組合の業務一般につきましては、適宜業務内容について監査はしていただいている以上のことは今、特にしていただいているおられません。なかなか監査委員をお願いするとしても、事務局を独自に持っているわけでもございませんので、そこまでお願いするということが難しいのではないかとこのうには思っております。

以上です。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 おっしゃることは、よくわかるんです。監査委員会は通常、常時技術系の監査委員さんがいるわけじゃなくて、こういうポイントになるところでは、特に土木工事、建設工事については外部から技術士さんという資格を持った方、そういう方に来ていただいて、監査委員会として監査をして、それなりの報告をするということが、大概どこの自治体でもやっていると思うんですが、それを衛管としてはどういうふうな受けとめられているのかということ、もう答えは結構ですけど、今後その辺の監査というものに関する衛管としての考え方を、やはり僕は工事監査も必要やと思っておりますので、無理くりひっくり返したら、丸投げしているのかというふうなこともなりますので、その辺をこれから精査していただいて、検討していただくことを要望して終わります。

以上です。



○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 まず最初に、先般のリサイクルセンター長谷山の人身事故の件なんですけども、2月16日に労働基準監督署から改善措置について文書が届いて、私たち議員のところにもファックスで届いていましたけども、午前中も質疑ありましたが、大きく3点にわたって労基署からの改善措置について、期日を区切って3月15日までに改善の状況を報告するように求められていると思うんですけれども、それについてどんな報告をされようとしているのか、あんまり日もありませんけれども、そのことについて教えてください。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 午前中の答弁と重ねてになりますが、そういうことで今、指導をということで指導書を準備いたしまして、現在事案となりました点検口の状態、稼働状態、ここがなければ作業にどういう支障が生じるのか、これはどうしても必要なのかという検証を今、行っているところでございます。

その調査に基づきまして、点検口がなくても施設、機械設備に支障がないということになれば、一番簡単と申しますか、もう手を入れないようにしようとするれば、鉄板でふたをしてしまうという方法が1つでございます。

また、やはりこれは残しておかなければならないという形に結論が出ますと、そこにはご指導のとおりセンサーなりを設けて、作動は停止するというふうに改善するというので、現在検討中でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 そしたら今、答弁されたようなことを労基署に報告をするということでもいいということですね。その上でお聞きしたいのは、先ほどはめ殺しということであれば、もう固定しちゃってあかないようにするというので、さほど経費はかからないのかなと思うんですけども、センサーなり、労基署が言っているインターロック機構とかいうもの、これについては運転を停止する機能のことを言っているみたいですが、どのくらいの費用がかかって、もしそれをするとすれば、その辺どんなふうに見込まれているのかなと思うので、その辺の費用のあたりを教えてください。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 そういう検討の中で、施工業者の方に確認もいたしております。いろんなセンサーと一言に申しましても、ただ単に遮断、ストップさすとか、この部分については回路を設けて生かすとか、いろいろございますけども、一番簡単な遮断、あけたらとまると、全てのとまるという形で今現在のところ、施工業者によりますと約40万ぐらい。

○藤城光雄委員長 亀田優子委員。

○亀田優子委員 1つ。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 はい、そうです。

これはまだ詳細な結論ではございませんでして、おおよその金額の検討でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 百何カ所あるとか、リサイクルセンターにかかわっては3つの2経路が6個か、点検口で聞いていますけど、危ないのはここだけじゃなくて、それ以外のところにもというふうに労基署からは言われていますので、今後として衛管の中のいろんな機械設備における点検口なり、危険な場所へのそういう制御機能みたいなことを考えたときには、ざっくりどれくらい必要なのか、その辺も試算があれば教えてください。

○太田 博施設部長 午前も、水谷委員の質問のときに、箇所を、調査していますというお答え等もいたしました。あえて申しませんでしたけども、現在のところ、これは油圧であるとか、モーターであるとか動力を使って、中で回転軸が回っていたり、動いていたたり、手または人体の一部をそのまま入れると事故につながるという点検口に限ってですが、例えばクリーン21ではそういう類いのものだけで400個ぐらいございます。また、折居工場では180個。

ただ、これは午前中にも申しましたように、常にそこに点検は行うんですが、ハッチをあけて点検するであるとか、そこに作業するであるとか、そういう分類であると、かなり狭まるということなんですけど、そういう駆動装置、中で何かかが動いておるといふ点検口だけでも、これぐらいの数がございます。全てにおいて、先ほど申しましたように、これは危険だからご指導のとおりセンサーを設けるとか、そういうことはございませんでして、まずは事案が発生しましたリサイクル長谷山の点検口、ここについては、委員おっしゃいましたように、15日までに提出ということでございますので、そこについては結論を急いでいるところでございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 この間の廃棄物処理委員会のときにも、ちょっと質問で取り上げましたけど、財団法人の日本環境センター、日環センターの数年前の報告書ではこういうプラスチックの圧縮こん包で右手首を切断とか、指を切断とか、全国的のも本当に今回が特殊なケースじゃなくて起こっているんですね。ですから、どこでもそういう施設ある、一部事務組合なのか、直営なのかわかりませんが、危険なやっぱりそう

いう機械類というのは持っているわけで、そういうところでどういう対策をとっているのかとか、そういう全国的にも施設を持っているところの調査なり進めてもらって、衛管としてできる最大限の対策というのは、今後すべきじゃないのかなと思いますので、これは要望しておきます。

それと、もう1点お聞きしたいのは、新折居の工事で今建設が進んでいますけれども、DBO方式で日立造船株式会社と、代表企業、それから協力企業として、これここに持ってきているのは平成27年、2015年1月15日の落札者の決定の資料なんです。そのときには、協力企業は関西サービス株式会社、もう1つが株式会社ユニチカ環境技術センターということで落札しているんです。

しかしながら、先日もちょっとユニチカの話をしたら、いやユニチカはもう関係ありませんという答弁があって、おかしいなと思って私なりに時系列でまとめてみたんですけれども。

まず、事業者の公告、入札をお知らせする公告は、平成26年4月23日にあって、それからその後、翌年、平成27年1月5日に関西サービスを吸収合併し、4月1日にHit z環境サービス株式会社に経営統合したというふうに、Hit zのホームページに出ています。

その後、1月15日に落札者の決定で、もう関西サービスは吸収合併されているのに、関西サービスが協力企業だということで事業者決定しているんですよ。

その後、27年2月の定例会で、このメンバーではありませんけれども議決をされています。

その後、2月19日になるんですけども、Hit zのホームページで衛管の新折居の整備運営事業を受注というふうに報道されているんですけども、その際も関西サービスとユニチカ環境技術センターと日立造船株式会社グループはというふうに受注したと、2月19日のホームページにも書いてあるんですよ。

まだその後、6月30日に、今度建設技術研究所が株式会社ユニチカ環境技術センターの株式を一括取得して、グループ企業として環境総合リサーチというものが7月1日付で営業を開始したというふうにあります。

27年11月9日の廃棄物処理委員会が開かれたときの資料では、代表企業はもちろん日立造船ですけども、協力企業として関西サービスという名前は消えていますけども、Hit z環境サービス、それからまだユニチカ環境技術センターというふうに報告されているんですね。

91億と71億で建設工事とあと運営で一括で入札されていますけれども、入札して落札したら、あと協力企業がどんなふうに会社が合併してなくなろうと、こういう議会の中にも報告が全くされていません。私、この間ずっと予算も決算も出ていますけども、協力企業が合併されてなくなって、新しい会社になっているところが今度請け負うんですよ、日立造船のグループとして、そういう報告は一切ないです。そういうことについて、衛管としてどんなふうに考えているのか、話が全然かみ合わないんですよ、前回の廃棄物処理委員会のときの質疑でも、それについてちょっと教えてください。それについて何でそうなっているのか、教えてください。

○藤城光雄委員長 山本建設推進課課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 委員おっしゃられますように、ユニチカ環境技術センターの平成27年7月1日付で株式譲渡によりまして環境総合リサーチというふうに形を変えておるような状況でございます。

こういった場でお示しできておりませんでしたことにつきましては、そういった意識、こちらの認識も問題あったかと思えます。

(「聞こえへん」と呼ぶ者あり)

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 済みません、こちらでは議会の場等ではお知らせをできておりませんでした。申しわけございませんでした。

○藤城光雄委員長 今、答弁では報告できていなかったということですが、これについて。

亀田委員。

○亀田優子委員 これ私持ってきていますけど、11月9日開催の廃棄物処理委員会で配られた、こういう折居清掃工場の資料、ここに関西サービスからHit zになっていることは書いてありますけども、その下、ユニチカ環境技術センターはそのまま書いてあるんですよ。11月ですから、当然環境総合リサーチですよ。これやっぱ、きちんと議会で正しい資料を出して、報告せなあかんという気持ちがないから、こういうところにあられるんじゃないんですか。日立造船が一括で受注したら、あとはもう任せておいたらいいみたいな。

その上で、衛管が会社変更を、関西サービスとユニチカ環境技術センターの会社変更を正式に受け付けたというか、事務処理としていたのは日付はいつなんでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 先ほどの関西サービスそれからユニチカ環境技術センター、これらの資本とそれから社名変更、こういったものについては各会社から届け出、社名変更の届け出というものでいただいていますけども、ちょっと今手元に日付の資料等ありませんので、日付までは今確認できていませんので、申しわけございません。

○藤城光雄委員長 ちょっと待って。じゃ、その資料というのは存在するという事で理解してよろしいね。じゃ、その資料については。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 はい。水谷委員。

○水谷 修委員 そんな、今質問は3つほどあるわけですよ。議会へ報告がなかったということと、衛管としての事務処理がきちんとできていたのかどうかと、衛管が

くった公文書に違いがあったわけでしょう。それは、企業側が連絡なかったのなら企業側の責任だし、企業側が連絡あったけど、衛管が書類を直せてなかったという、衛管の事務としてできてなかったということなのがあるから、日にちがわかりませんでは次の質問にはならないじゃないですか。公文書をつくった時点では、相手方が言ってこなかったのか、言ってきたけど公文書が間違ったのか、そこをはっきりせんまま、今わからないということでは話が進まないの、そこは整理して答弁した上で質問を続けるべきだと思います。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 入札の結果、その時点でその会社と契約をそれぞれしておりますので、その後、議会への報告のときに、委員ご指摘のように既に合併吸収なりされて社名が変わっているのかかわらず、旧の名称で私どもが資料を出しているということがありましたら、これはもうおわびするしかないと思います。今それが確認できませんので、確認をいたしまして、そのような誤りがあれば、改めてまたおわびとご報告をさせていただきたいと思います。我々としましては、もう契約したから、あとはほったらかしに丸投げしているということでは決してなく、その都度、社名変更等については受理をしておりますし、私もそういうふうにして関西サービスがH i t zになったということについては承知をしておりますし、そういうことでまた会社の方がご挨拶に来られたことまもございますので、そのことは承知はいたしております。

ただ、議会へ、先ほどご指摘ありますように、常任委員会に出しました資料でユニチカ環境の関係が、もう社名変更されているのに旧名で出していたとすれば、まことに申しわけない、改めて確認させていただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 わからないですか、日付は、なぜこうなっているのかという要因がどうなのでしょう。

○藤城光雄委員長 日付等の、今調べられるか。

太田施設部長。

○太田 博施設部長 社名変更、その件については、今、日付を確認中でございます。

もう1つ、H i t z環境サービス、これは前身がK S K、ご存じのようにクリーン21の業務委託を継続して行っておりますので、その時点で契約書の変更を行っておりますので、その日付についても確認中でございますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

○藤城光雄委員長 答弁、ありますか。ここでできないの、この場では。

じゃ、ちょっと暫時休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時49分再開

○藤城光雄委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁。

山之江課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 先ほどのH i t z 環境サービス、それから環境総合リサーチの社名変更の件でございますけども、環境総合リサーチについては平成27年11月4日の廃棄物処理委員会、総務常任委員会等に出しました資料で、ユニチカ環境技術センターと確かに書いてございます。

契約上は社名変更の届け出がございまして、私どもの方にユニチカ環境技術センターが株式会社環境総合リサーチに社名変更したという届け出については、平成27年11月25日付の文面で届け出がございました。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 補足させていただきます。

社名の変更がまず27年7月1日にございまして、その後、廃棄物委員会の方、11月4日でさせていただきました際は誤って株式会社ユニチカ環境技術センターというふうに記載をしておりました。

社名変更の報告を受けましたのが、委員会の3週間後の27年11月25日ということございまして、こちらで報告ができていなかったことと、それから誤っていたということについておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○藤城光雄委員長 はい、山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 11月4日、先ほど申し上げました廃棄物委員会の時点では、私どもの方では社名変更について把握はできていなかったような状況でございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 いいですか。それで、報告が遅れたということですね。

亀田委員。

○亀田優子委員 済みません、もう1回整理しますと、11月4日じゃなくて9日の廃棄物処理委員会的时候には、社名変更は衛管としては全く知らなかったということではないんですか。

社名変更はもう7月1日からスタートしているんですよ、その環境総合リサーチへと。正式に衛管の方に届け出があったのが11月25日というそういう時系列で理解をしていいのですね。

そうしますと、9日的时候にはまだユニチカ環境技術センターだという認識でこの

資料をつくられたということになるのでしょうか。

それは株の移動とかがあるので、正式に1つの会社がなくなる、届け出なあかんとかという時間的にはかかると思うんですけど、7月1日から新たな会社になっていて、協力企業なのに11月25日まで4カ月も何にも連絡もないというのもどうなんかなと。やっぱり、そこは代表企業である日立造船なりが、しっかりそこは管轄していかないとグループ企業の意味がないと思うんですけども、ちょっとその辺整理させてください、それでいいのかどうかということ。

それと、今回の予算では新折居の建設工事で三十何億ですか、予算計上されていますけども、運営業務における71億というのはまだ運営が始まってからの執行ということで考えていいのかどうかというのを教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 山之江折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 先ほどの社名変更の件ですけども、11月4日の総務常任委員会、それからその後の9日の廃棄物委員会両方に資料としては出ておまして、その時点で社名変更については、こちらの方は把握しておりませんでした。そういったことでユニチカ環境技術センターという形になっています。

時系列で言いますとそういうことでして、実際、協力企業の会社の株式譲渡の関係について、ユニチカ環境技術センターから社名等の変更ということで日立造船株式会社へ届け出があった際には、まだそのままユニチカ環境技術センターやったわけですけども、最終的には7月の段階で、7月1日付で環境総合リサーチに社名変更されたということで、日立造船株式会社からその届け出、我々の方にあったのは11月25日というのが実情でございます。

あと、今予算の方で上がっている工事請負費については、これはあくまで建設工事でございます、今の運営に係る部分についてはまだ予算上は上がっておりません。それは30年4月1日から運営が始まって以降の話ということになります。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 そのあたり、なぜ11月の委員会でこういう資料が上がったのかという理由はわかりました。

ただ、そういう動きも、もう全く衛管としてはつかんでいなかったんですか。一切、こうやって質問するまで、もう既に今は届け出があって、27年11月25日にあったわけですね。今も新たな環境総合リサーチとHit環境サービスというふうに協力企業が変わっているにもかかわらず、こうやって質問するまで何にも衛管からは説明も報告もなかったですよ、この時点まで。そういうところを本当に改めていかなあかんと思うんですよ。今回、20年の長期契約ということで、まだ運転も始まっていないしというそういう意識があるのかもしれないんですけども、今後20年間の間に、会社が吸収合併ということだってまだあり得るだろうし、やっぱりこういう一つ一つの手順をしっかりと踏んでいくということをやらないと、私たちは何を信用

していいのかなど、出された資料もまた一から見直さなあかんという、そういうことが大変心配ですので、今後そういう変更とか、会社名が変わるのは一大事ですよね、会社がまるっぽくなって新たな会社が協力企業として入るわけですから、そういう説明報告は素早く議会でやっていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

以上でいいです。

○**藤城光雄委員長** 今、ございました件については真摯に受けとめていただきまして、こういうことはそうはないように、十分精査していただくことをまたお願いしておきます、委員長からも。

じゃ、ほかにございませんか。

関東委員。

○**関東佐世子委員** 概要の方の20ページの安心安全な工場運営体制の推進についての、一番下の段の(イ)の機能維持、効率運転のための主な整備等について、これを新規事業というふうに示されていますので質問させていただきます。

クリーンピア沢の貯留槽の防食工事とクリーン21長谷山のタービン本体の開放点検整備工事というものが予定をされていますけれども、それぞれの工事の目的と内容というんですか、どのようなものなのか、またこれは専門の業者に委託をされて実施されるのか、詳しく教えてください。

○**藤城光雄委員長** 山内所長。

○**山内皇太郎クリーンピア沢所長** 新規事業の業務内容の詳細ではありますが、クリーンピア沢では搬入を受けたし尿及び浄化槽汚泥につきましては前処理後に各貯留槽で貯留します。各貯留槽の維持管理といたしましては、定期的に槽清掃及び精密機能検査を実施しており、目視点検により槽内の状況を確認しておりますが、施設竣工から約19年が経過しており、し尿及び浄化槽汚泥から発生する硫化水素等により、一部腐食が進んでいる状況であるため、下水道排水以降も継続して使用する槽となることから、設備改修整備工事といたしまして、貯留槽内部の防食塗装を行う工事としております。

以上です。

○**藤城光雄委員長** 川島クリーン所長。

○**川島修啓クリーン21長谷山所長** 私の方からは、クリーン21長谷山タービン本体開放点検整備工事の内容についてご説明をさせていただきます。

あと新規事業とありますけれども、クリーン21長谷山ごみ焼却施設の余熱利用設備に該当いたします発電設備の中に蒸気タービンというのがございまして、蒸気タービンの定期点検を実施するものでございます。

クリーン21長谷山の蒸気タービンにつきましては、電気事業法の適用を受けておりますことから、蒸気タービンについては4年ごとに法定検査、これを受検する必要がございますことから、本工事におきまして法定検査を考慮した蒸気タービンの設備



全体の点検整備を実施させていただくものでございます。

あと、日常の専門業者ということでご質問がありましたけれども、基本的には日常は職員が日常点検、それとさらには月例点検を行っております。

あと、例年実施する定期点検整備工事の中で実施をさせていただきますので、プラントメーカー日立造船の発注になります。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 そしたら、1番の沢の貯留槽については、し尿が下水道に排水されることになって、まだ使われる施設なので、今回19年経過しているの、されるということよかったですか。それなら理解できたんですけど、蒸気タービンというと、何か法定検査ということで非常に難しい施設で特殊な資格とか、そういう技術者の方が職員の中におられて、今回の分は日立造船にお願いをされるけれども、日常は職員さんの中でそういう技術の持った方がおられて点検をされているということでしょうか。職員さんがいらっしゃらない。

○藤城光雄委員長 川島所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 クリーン21長谷山は電気事業法の適用を受け、発電設備を有しておりますので、ボイラータービン主任技術者を選任するように求められております。

今申しあげました日常、月例の点検につきましては、ボイラータービン主任技術者が点検をいたしております。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 わかりました。職員さんでボイラータービン主任技術者、電気事業法に基づいて、そういう技術者がおられて点検をされているということでわかったんです。ちょっと予定はしていなかったんですけど、新折居もそしたらこういう同じタイプの施設だと思えるんですけども、そういう技術者が衛管には大勢いらっしゃるのでしょうか、配置とかは予定されているんですか。1人でもいいんですかね。

○藤城光雄委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 新折居に関しましては、DBOでやる観点から、20年間運転委託するということで、電気主任技術者はSPCの会社の方で受け持つということでございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 そしたら、長谷山の方は衛管の職員さんが日常点検などをされてい

て、有資格者があるということですが、今度の新折居は業者の方に有資格者がいらっしやって、管理をされるということで理解をしました。そこらについては、わかりました。

○藤城光雄委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 さっき、ちょっと電気主任技術者と言いましたが、電気主任技術者も含めて、タービン電気技術者もおられるということです。

○関東佐世子委員 おられる。

○福西 博施設部次長 はい。

○藤城光雄委員長 よろしいか。  
関東委員。

○関東佐世子委員 わかりました。

そしたら次に、概要の23ページの一般廃棄物ごみ処理実施計画というところの資源化物、左側の資源化物のところ魚腸骨と言うんですか、魚、魚の粗のことだと思っただけですが、済みません、これ私、衛管が初めてなもので、既にみんなご承知の委員さんとかもいらっしやるかもしれないですけど、ちょっとわからなかったので教えていただきたいんですけど、資源化処理をされて、資源化として示されていますけど、これは一般の家庭ではこういうものは分別して出していないので、どういう流れでこういうふうになっているのか、教えてください。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 魚腸骨と書かれておる部分ですけども、魚アラとも呼ばれておりまして、魚介類から可食部分、いわゆる食べられる部分を取り除いた頭や骨、内蔵などの総称になります。まずこれが魚腸骨と言われているものの総称です。

また、これにつきましては、事業系一般廃棄物でありまして、大量に当組合の焼却場に搬入されますと、焼却が著しく困難になるということから、当組合の自己搬入基準におきまして、搬入禁止物に指定しております。

このことから、組合管内で発生する魚アラにつきましては、処理委託をしております。処理委託先につきましては、平成10年から京都市の京都魚アラリサイクルセンターで資源化処理をお願いしているところでございます。

以上です。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 事業系廃棄物だということはわかったんですけど、予算書の方を見ると23ページに魚粗の再資源化処理負担金ということで2,496万円を支出され

ているということで、これは今の説明の平成19年から魚粗のリサイクルセンターに資源化に出されている負担金ということで、今の説明でわかったんですけど、そして事業系一般廃棄物の収入の中に、概要の12ページのごみ処理手数料の中に含まれているんですか、業者から排出された。

○藤城光雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 含まれておりません。

以上です。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 そしたら、いや、私これ2,496万で、月に考えても200万円で相当大きな金額を衛管が負担されているなというところで気になったんですけど、事業系の廃棄物というたとえば魚屋さんとかが刺身にした後のとか、何かつくった後の残ったものを廃棄するというので、例えば搬入したらお金を支払うべきやと思うんですけども、例えば剪定枝の手数料なんかは搬入されてももらっておられますよね。そしてチップにして無料で再資源化して配布されていて、この収入はなぜなくて、もらってないのかなど。衛管は負担するだけになっているのかが、なかなか理解ができないんですけど。

○藤城光雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 済みません、ちょっとお答えが足りずで申しわけないです。

当組合の方で処理をしておらずに、処理委託をしていますので、うちとして処理をする費用としては必要ない処理。

(「誰が出してくれるのか、分担金は」と呼ぶ者あり)

○池本篤史施設課長 費用については、分担金として市町から各市、それぞれの市町からもらっております。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 いやそんな、それぞれの市町ということは、市民から出たごみじゃなくて、業者が事業系の廃棄物の人が衛管に何もお金を払わずに、そして事業系の人リサイクルセンターに処分というか、資源化してもらっているんだから、お金を払うべきではないかなと思ったんですけど、なぜ衛管が事業系の廃棄物、自分のところが処分してなくても、間に入って、分担金を払ってあげているのかということ教えてほしいなと思っているんですけど。流れとか、衛管で燃やしてなくて、リサイクルセンターに持っていつているんでしたら、直接されたらいいんじゃないかなと。

○藤城光雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 済みません、これにつきましては、平成10年のもっと前のときから、各市町から要望されまして、組合の方でまとめて手続をするようにという要請がありまして、それを実施しているところでございますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 もうちょっとわかりやすく、やりとりが不明なんですよ。なぜ、そうなったかと。その1点。  
竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 お尋ねの廃棄物につきましては、私どもの処理施設で処理し切れないものとしての扱いをしておりますので、先ほど申し上げましたように、処分先は京都市の方のリサイクルセンターの方に委託しております。当然、京都市のリサイクルセンターというのは、ただでやってくれませんので、私どもの方から処理料をお払いしております。これにつきましては、では、なぜ自己搬入手数料として組合としてお金を取っていないのかにつきましては、私どもでの処理搬入できないものとしての位置づけをしておりますので、私どもの方で手数料を取って扱う廃棄物としては位置づけておりませんが、市町の方でおかれまして、市町における判断で、市町として責任を持って対処する廃棄物という位置づけをされておりますので、私どもの方としては構成市町の要請を受けて、構成市町の分担金でもって費用を負担していただいていると、こういう位置づけでございます。

○藤城光雄委員長 わかりますか。  
関東委員。

○関東佐世子委員 ちょっと今の説明では納得できないんですね。市民が出したごみじゃないのに、市町の判断で、市民というか、事業系の業者が出しているお金ですよ。何か、商品をつくって、市民の一般家庭から出たものではないのに、市町が了承したということも理解できないですし、衛管で処分がし切れないので衛管がお金を払うというのも、衛管はかかわっていないんですしたら、一般廃棄物の業者がリサイクルセンターに処分料というか、リサイクル料を払うべきやと思うんですけども、なぜしたら市町がこれは納得されたんでしょうか。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 市町村が責任を持つ廃棄物は、事業系の一般廃棄物も一般廃棄物でございますので、基本的には一般廃棄物である以上、市町の処理責任が基本的にはございます。

ただ、事業系につきましては、できるだけ事業者において処理をしてくださいというのが法の原則です。したがって、事業者において処理できるならば、それはしてくださいと。

だけでも、事業系一般廃棄物でも事業者において処理できないものもございますので、そういったものにつきましては市町の判断で一般廃棄物として市町の責任で処理をする、それはまたする義務もあるという、法律的にはそういうふうな位置づけになってございます。

それはもうそれぞれの市町において判断はまたいろいろございますし、うちと同じようにどこもやっているわけでもないし、違うやり方もある、それぞれのやり方でやっている、そういうようなことが現状でございますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 なかなかこれちょっと市民が聞いたら理解しにくいんじゃないかなと思うんですけども、事業者がお金を出すべきだと私は思いますので、どこかでまた見直しを検討していただけたらと思うんですけども。剪定枝との違いがわからないんですよ。お金をもらって、チップにして配っているのとの違いがね。

次に行かせてもらいます。

25ページのし尿等下水道排水設備事業が30年度から下水道へ排水されるということでありまして。先ほどからの説明でも95%ぐらい下水道ができていて、5つの委託業者があつてということですけども、今後のし尿収集の課題、それから委託の台数も減少していくと思っておりますが、今後の方向性をお聞かせください。

○藤城光雄委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今関東委員からご指摘のありましたし尿のあり方ですが、課題としましては、し尿は今、収集世帯が5,000世帯ほどございますが、これがもう何年後か先に半分になって、どんどん縮小していく、決してゼロにはならないんですが、そうしたことで今、委託台数をし尿収集量に応じて委託しているわけですが、これが次第に減っていきまると、委託台数も減ります。そうしますと、収集体制自体が、広い地域を回っていかなければいけない、でも台数が減ってしまっている。普通の定期収集でも、台数が少ないのに広範囲になっていきます。また、災害が起こった場合も、補完体制がどうなのかということで合理化を考えると、効率的な体制を検討すべき時期に来ているということです。またし尿手数料に関しましても将来見直す時期がきますと、検討事項として、その中で経費等である、委託の費用も低減していかないと、し尿世帯が減っているのにお金をかけていくべき事業ではないということはお理解いただけたらと思います。そうした課題がございますので、これから検討させていただきたいということです。推計ではし尿は減っていても、浄化槽は横ばい傾向か、もしくはそんなに大きく減ることはないと考えておりますので、いろいろなことを加味しまして、し尿は減少していきますので、効率的な収集体制を検討していかなければならないということもございまして、29年度からいろいろ考えさせていただいて、また委託業者の方とも話し合いを持つということで予定しております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 これはそしたら、今年度検討されて、まだ結論はこれからということですね。業者の再編や補償については、またこれから検討されるということでしょうか。

○藤城光雄委員長 花畑課長。

○花畑久仁浩業務課長 具体的なことに関しましては、当組合も検討させていただいた上で、これからお話しさせていただくと。

結論につきましては、またこういう議会等でも報告できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 次に、概要の26ページの折居清掃工場更新施設運営事業の事業についてですけれども、現在の折居の工場は日230トンということで、今回の建設中の新工場は日に115トンということで半分の施設になります。これは、人口減少や分別化が進むなど、いろいろな理由もあると思えますし、きちんと計算されてこの規模の工場を建設されるというふうに決められたと思えますけれども、いきなり半分というと、少し心もとないような気がいたしまして、本当に大丈夫なのかなという気がしています。大丈夫という、半分の施設で十分やっていけるという根拠を教えてくださいたいと思います。

それから、同じ折居の新工場について、29ページに4番、運営モニタリングということで、組合は運営の状況をモニタリングされるということはもう伺っているんですけども、午前中も少しお話をされていたと思うんですけども、モニタリングといっても、いろいろなモニタリングの方法があると思ひまして、報告書とかそういう適正に運転していますよという報告書を見て、判こだけ押していてもモニタリングになりますし、常時張りついて監視をしてもモニタリングということになりますので、どの程度のモニタリングを想定されているのか、お聞かせください。

以上2点です。

○藤城光雄委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 まず、1点目の115トンでございますけれども、平成30年度の可燃ごみ発生量の推計値などから、まず全体の可燃ごみ量9万5,400トンというふうに算定をいたしまして、そこからクリーン21長谷山の最大処理量6万4,500トン、これを差し引きました3万900トン、これを新折居清掃工場の年間処理量というふうにしまして、これを年間稼働日数で割り戻しまして、出たものが115トンということで、115トンという数字自体は適正な処理能力であるというふうに考えております。これがまず1点目でございます。

2点目、モニタリングでございます。モニタリング、SPCの運営内容が要求水準を満たしているかどうかを監視するという手段でございますが、具体的には要求した業務がきちんと実施されているか、要求水準あるいは仕様に定めた水準を満たしているか、各種データは異常はないか、記録は適切にとられているかといったようなことを把握するということになりまして、これ、委員おっしゃられますように、書面によるモニタリング、それから立ち会いによるモニタリング、また日常やるものもありますし、月次で定期的にやるものもあれば、不定期にやるものもあるということで、さまざま組み合わせでモニタリングをやっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 今、ごみの量を示していただいて、十分処理ができるというふうにご答弁いただきましたけれども、例えば過去に長谷山がしばらく停止をされたときかがありましたよね。そのときは、折居で処分をされていたと思っているんですけども、万が一どんなことがあるかわからないじゃないですか。最悪の場合、どちらかの工場が停止した場合、それで十分なのかなという心配をしているんですけども、例えばもうそういう最悪の事態の場合、他団体と協定を結んで処理をお願いしなアカンようになることもあると思うんですけども、そういう準備というのはされているのでしょうか。

それから、モニタリングについては、今それぐらいのことしかイメージができないんですけども、しっかりと行政として責任がとれるモニタリングを行っていただきたいと思います。

1点だけ、聞かせてください。

○藤城光雄委員長 未処理の件、いけますか。

福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 まず、先ほど9万5,400と言いましたけども、実際の量は8万8,000トン、災害ごみを含んでいますので、災害ごみの余裕率ということで7,000トン見込んでいます。

あと、クリーンと折居でも、もし何かあった場合でも、最大5日間ごみをためることが出来ます。そういうことで、長期となるとまた他の自治体とかということでお願いすることになりますが、今のところはそういう余裕もありますので、何とか対応できると考えております。

○藤城光雄委員長 関東委員。

○関東佐世子委員 何とか対応できるということですけども、5日分ということで、現在の施設からはもう半分ですから、私は念のために、どこかの団体と協定を結んで備えをしておかれたら安心ではないかなと要望しておきます。

○藤城光雄委員長 答弁ありますか。

福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 まず言いますと、船井衛生管理組合と緊急の場合、ごみの焼却、以前折居の方も船井衛生がちょっと困ったことがあって燃やしたことがありますので、その関係で船井衛生管理組合ともそういう万が一におきまして結んでおりますし、心配されている量ですけど、現在の折居は230トンですけども、1炉交互運転ということで、ごみが少ない関係でほとんど1炉しか動かしていない、115トンの運転しかしていないということでありまして、新しい工場はもうそれで十分だということをやっております。

○藤城光雄委員長 いいですか。

○関東佐世子委員 わかりました。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

ほかに。

上原委員。

○上原 敏委員 予算書の22ページと概要の……。

○藤城光雄委員長 1項目ずつ。

○上原 敏委員 1項目だけに終わります。

概要の6ページに絡みまして、予算書の2段目に概要のごみ関係経費の3番目、リサイクル工房スタッフ等謝礼がわずかな金額ですけど増えておられますので、どういったことで、去年と今年でどういった感じで増えているかということをお教えいただきたいと思っております。

それとあわせて、概要の31ページのエコ・ポート長谷山工房運営計画のところ、29年度の体制とか改修とかあります。載せていただいていますけれども、前年の実績がわかれば教えていただきたいと思っております。

一番下の小学校施設見学案内ですが、28年度にどれくらいあったかということがわかれば教えていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○藤城光雄委員長 山田長谷山所長。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 委員ご指摘のご質問にお答えさせていただきます。

リサイクル工房につきましては、まずエコ・ポート長谷山で実施している工房、教室、その中でボランティアスタッフを、ECOフレンズと申ししていますが、交通費とかお昼のお弁当代とか、有償で活動していただいております、簡単に言えばそういうもので支出がございます。それにつきまして、このような30数名のスタッフを抱えていますので、衣服工房とガラス工房、それと自転車工房と大きくはもう1つ、社会見学



等にもボランティアスタッフを抱えておりますので、このような金額になっております。

続きまして、今年度のECOフレンズのスタッフの関係ですが、35名というふうに理解しております。来年度につきましては、若干少なくなりますが、ご覧の表のようなスタッフの体制で対応していきたいと考えております。

なおかつ、下の表にもございますように、ガラス工場の回数、それと衣服工房、自転車工房、自転車工房につきましては土日限定となっておりますが、あと出前講座で各市町等のイベントと、例えば夏休みの子供向けの工房教室とか、そういうことも今までどおり実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 まだ抜けてる。学校の見学のことについて。

リサイクル工房、28年の実績。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 申しわけございません。後日、報告させていただきます。

○藤城光雄委員長 わかる範囲の報告を先にして。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 27年度の決算でございますが、小学校関係で49団体の見学と人数につきまして約3,400人の小学生の、社会見学をしていただいております。

ただ、少子高齢化に伴いまして、学級数もどこの自治体も減っていますので、この人数は顕著に下降している状況だというふうに理解しております。

以上です。

○藤城光雄委員長 上原委員。

○上原 敏委員 工房の数、開催数は去年のわかればお願いしたい。先ほどの体制のように、合計でも結構です。有償ボランティアが活躍いただいているのはよくわかりまして、大変いいことだと思うんですけど、聞いたかったのはとりあえずは回数、例えば回数であれば減少しているわけじゃないですか。ですけども、一応29年の予算の方が多いわけですよね。回数が増えてなかったが内容を充実しているとか、もっとたくさんいた方が、よりよい見学なり、工房なりができるから増やされたのかというところが聞きたいわけですので、わかる範囲でお願いできたらと思います。

急に聞いたので、小学校の数、27年が聞けて様子がわかるだけでもいいんですけども、ぜひこれも啓発というか、身近に思ってもらうために、児童数が減っていくから回数が減っていくのは仕方ないんですけど、大いにそういう機会にしていっていただきたいと思いますので、わかる範囲で結構ですので、エコ・ポート長谷山以外の施設で見学とかはされているか、回数は聞きませんので、わかる範囲でされているかどうかわかりましたら、教えていただけたらと思うんですけど。

○藤城光雄委員長 山田長谷山所長。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 29年度予算におきまして、工房の事業内容としましてガラス工房の利用者収入を48万、975人を見込んでおります。そして、衣服工房で31万2,000円、666名、自転車工房で9万5,000円、78名、あと木工リサイクル教室で、これは額は知れているんですが5,000円と、これが117名と、これは子供さん向けに対応している関係で、こういうふうな大きい数字になっております。

あと、衣服譲渡で72万円。それで来場者として1,600人ほど計上していません。

以上、合計しまして工房全体では160万9,000円の収入で、3,444人というふうな収入を見込んでおります。

28年度と比較しますと、1万6,000円の増収ということで、12名増というふうな数字をはじいております。

エコ・ポート長谷山へ小学生の社会見学、4年生の授業であります。4月から6月に集中します。そのときは、エコ・ポート長谷山の資源化施設とクリーン21の焼却施設で見学対応をさせていただいています。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 上原委員。

○上原 敏委員 いやちょっと、私の理解がついていないんですか。

済みません、6ページの3番で、ごみ関係経費の3番目の平成29年と28年で、29年の方の予算が大きいので、そんなにおかしいような大きな額ではないですけど、12万6,000円大きいので、それは28年よりかは体制を充実してから増えたんですか、どういった充実をされたから増やされているんですかということがお聞きしたかったんです。先ほどの収入がどうなのかというのも、結果的に聞かせていただいて非常によかったんですけども、その答え、そのものに対してはお答えいただけないかなと思いますんですが、いかがでしょうか。

○藤城光雄委員長 山田所長。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 説明不足で申しわけございませんでした。

増えた分につきましては、今年度たまたま城陽市さんの方で高齢者クラブというのがございまして、そこからの引き合いで、出前講座でそういった子供向けじゃなしに、お年寄りでもできるのかというようなお問い合わせがございまして、城陽市の福祉センターを会場に百数名の高齢者の方がガラスの工房体験をいただきました。そのときには、準備や講座実施時にスタッフもそれなりに確保しなければいけませんので、今年度もスタッフの費用を見込んで増額になっているような次第でございます。

○藤城光雄委員長 上原委員。

○上原 敏委員 とすると、子供向けやったのが多かったんですけど、それ以外にお年寄り向けのもどうかという話があったので、ぜひそれに備えて内容を充実したいから、ボランティアスタッフも充実したいから、次の年度はそれに備えて層を厚くして費用も出されるという理解でよろしいか。いやいや、その答えが聞きたくて。私、城陽市ですので、そういうことはぜひ見に行ってくださいと言っている方なので、それならそれで、それが実現して行って、向かっているので、大変いいこと、そういうお答えを聞きたかったんで聞いた。

○藤城光雄委員長 いいですか。

○上原 敏委員 そういうことで、理解でよろしい。

○藤城光雄委員長 山田所長。

○山田達也エコ・ポート長谷山所長 委員ご指摘のお考えでご理解いただけたらと思います。

○藤城光雄委員長 上原委員。

○上原 敏委員 結構です。そういうのがますます増えるように、引き続き広げていただけたらと思いますので、よくわかりました。引き続き、よろしく願いいたします。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。  
水谷委員。

○水谷 修委員 新折居の住民との関係で、情報の公開等の仕組み、本組合がすることになると思うんですが、どういうふうな仕組みで、いつ頃までに地元と協議するのか、ご説明いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 近隣の住民の皆さんのご理解をいただきながら、安全安心な工場運営を図りたいということで、環境影響評価の対象区域である12自治会を対象といたしまして、具体的な操業の状況等につきまして報告、それから意見交換をする場を設定したいというふうに考えております。  
具体的には、試運転までには自治会の方にもお示しができるような形で準備ができればというふうに考えております。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 いや、日常的に住民の皆さんに情報公開をするような仕組み、これをどういうふうに、いつ頃までにつくるのかということをご説明いただきたい。

○藤城光雄委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 現在、組合の施設、廃棄物処理法の定めによりまして、ホームページ等で情報公開をしておりますけども、新折居清掃工場につきましても同じような形でホームページで情報公開をさせていただいて、住民の方、皆さんから見ていただけるような形にしたいというふうに考えております。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 ちょっと待ってくださいな。周辺の自治会とはモニタリングをするということで約束になっているんだから、ホームページで見てくださいなどということは、今初めて聞くんだけど、そんなことでは今までの約束と違うじゃないですか。モニタリングをするということになっていて、モニタリングという単語は組合がするモニタリングと住民がするモニタリングと同じ用語で言っているからややこしいんですけどね。住民との関係でやるモニタリング、よその清掃工場では、住民組織を別に立ち上げたりして、そこでの協定を結んだりしているところもあるし、それをどういうふうに本組合はする予定なのかということの説明いただきたいということ言っているんです。

○藤城光雄委員長 整理してきちっと。  
山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 環境アセスメントの範囲でございます12自治会を対象としまして、運営状況について報告をさせていただき連絡協議会を立ち上げて、その場で報告をさせていただき、また住民の皆さんから監視をいただきたいというふうに考えております。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 それは知っている。だから、それをいつ頃までに、どういう仕組みで立ち上げるのかということを知っているんです。それは知っているから知っているんですよ。そういうふうにするということを知っているから、いつまでにどうするんだということを知っているんです。

○藤城光雄委員長 再度、明確に。  
山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 12月に試運転を予定しておるんですけれども、遅くともそれまでには形をつくってお示しをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 12月試運転で、それまでに組織をつくってもらわなければならないということだし、組織だけじゃなくて、どういう内容でキャッチボールするのか、その仕組みをつくらないと12月まであと何カ月ですか、8カ月、10カ月か、何と何をどういうふうにするのかというタイムスケジュールも含めて説明してください。

○藤城光雄委員長 山本課長。

○山本圭一郎新折居清掃工場建設推進課担当課長 衛管組合内で原案を早々にまとめまして、新年度早々には組合の内部での案をまず決定したいというふうに考えております。

先ほど、試運転開始までにはということでお伝えをさせていただきましたけれども、できるだけ早く地元の方にご説明をさせていただけるようにというふうに考えております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 できるだけ早くというのは、新年度早々ということですか。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 今、担当課長の方が申し上げたとおりで、まず何月までに原案をつくって、何月から地元の自治会に説明に入ってというところの具体的なスケジュールまでは正直まだ決められておりません。

ただ、試運転が12月頃から始まりますので、それまでには名称は別といたしまして、12自治会を対象にして、単にご意見をお聞きします、工場の状況をご報告します、ご意見あったら何か言ってくださいというような、そういったものじゃなしに、もう少し新しい工場の守るべき基準はこういう基準になっています、こういう基準に照らして、運転状況はこうでした、そしてまたそれに対して、何か住民の方からいろんなご意見を言っていて、そして新しい工場が住民の皆様の理解のもとに運営できるように、そういう何らかの組織、形はつくっていききたい、それは今考えております。その中で、どのような会則にするのか、どのような組織にしていくのか、そしてまたどういうことを報告していくのか、そして我々が守るべきものは何かということも、できれば会則の中に明記をするような形にして、それが実質的な我々と住民の方の工場についてのお約束みたいな形になるようなものがないかなとい

うふうには考えておりますけども、まだいつに、何月までにどうこうして、ところの具体的なスケジュールまではまだなっておりません。新年度に入りましたら早々に検討して、また議会にもご報告させていただきたいと、このように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 一番最初に答弁ありましたように、協議会をつくっていただくということで、相手の12自治会は多分3校区に分かれていて、かなり広範囲です。広範囲か、西も東も別々にあるわけですから、校区をまたがったところでの町内会、自治会に協議会をつくってもらわなければならないわけですから、来月頼みますわということでは到底思えません。ですから、しかるべき時期、早い時期に調整にかからないと、試運転までに私間に合うとはあんまり思えないので、早急に地元との調整にかかっていただきたい。要望、指摘しておいて、また中身については、また別の機会にお聞きしたいと思います。要望指摘をしておきたいと思います。

次に、各構成市町ごとのごみ等の搬入量割合についてご説明いただきたいと思います。可燃、不燃、プラマークが主なものですが、その構成市町あるいは3市3町計の合計の比率でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 3市3町の可燃、不燃、プラとプラ以外の容器包装という形でおまとめしておるものがありますので、それでご報告をさせていただきたいと思います。

あと、期間につきましては、プラが始まりました平成27年4月から直近、今年度12月までの21カ月間を合計いたしました量がありますので、その合計からお示する形、パーセントでよろしいですか。

○水谷 修委員 比率でいいです。

○池本篤史施設課長 各構成市ごとの比率でよろしいですか。

では、構成市町の全体を100としたときの、宇治市の可燃ごみにつきましては、約46%、可燃だけで先に言った方がよろしいですか。

○水谷 修委員 どっちからでもいいです。

○池本篤史施設課長 可燃の城陽市が約21%、八幡市が約20%、久御山町が約5%、宇治田原町が約3%、井手町がこれも約3%といったところです。

不燃ごみにつきましては、宇治市から約52%、城陽市が約16%、八幡市が約20%、久御山町が約5%、宇治田原町約5%、井手町が約2%。

続きまして、プラ以外の容器包装として、宇治市が約48%、城陽市が約25%、八幡市が約17%、久御山町が約5%、宇治田原町が約3%、井手町が約3%。

最後に、プラマーク、プラスチック容器包装廃棄物としましては、宇治市が約46%、

城陽市が約28%、八幡市が約18%、久御山町が約4%、宇治田原町が約3%、井手町が約2%といったような感じになっております。

以上です。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 特に、不燃、プラで構成市町によって強弱があるのかなと思います。

これ、収集は各構成市町の責任の問題ですから、本組合があれこれ言うものじゃありませんけども、後の処理をする本組合として、あるいは有価物としてお金にする本組合としては、その差が数%あるように思われます。それは、収集の仕方が曜日であったり、回数であったり、違う。これは、構成市町の問題だとは言いつつも、処理する本組合としては、かなり持ち込まれる比率がかなり違うとすれば、担当者会議等で調整をする必要があるのかなのか、微妙なところではございますけども、特にプラについてはお金に換える関係もありますので、質を一定そろえる必要があるということもあると、担当者会議等で調整をする必要があるのかとも思われます。そのことについて、どうお考えでしょうか。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 委員、初めにご指摘のように、収集部門については各構成市町の担当事務であるということは前提でございまして、その中での収集形態にかかわることについては、当然市町の車両、人員等々、さまざまご事情もございまして、地域の格差もございまして。その中で、より効率的に組まれているところもございまして、当方の処理の立場からどうかということですが、組合の方では持ち込まれた分を、計画どおり、収集形態は把握しておりますので、処理計画を立てまして、入ってきたものをピットの方で貯留しておりますので、処理計画を立てまして、計画どおり処理していくということもございまして。担当課長会議でその旨を指示するという事は考えておりません。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 そうすれば、せめてプラの各構成市町ごとの搬入されるものについて組成分析をする、こういったことは最低限必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 27年1月試運転稼働当初は、組合の職員ともども、構成市町の搬入、パッカー車を随時抽出しましてやっておりました。現在は、これは担当課長会議においても周知しているんですが、要望があれば城南衛管の方に教えてください、組合うちの方で器材、人員を配置して、組成の分析指導を行わせてもらいますということが現状でございまして。

- 藤城光雄委員長 水谷委員。
- 水谷 修委員 そうすると、組合においてはしないということですか。
- 藤城光雄委員長 岡所長。
- 岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 現在、リサイクルセンター長谷山において2カ月に1度、搬入ごみの組成の分析をしております。
- 藤城光雄委員長 水谷委員。
- 水谷 修委員 いや、聞いているのは、構成市町ごとの組成分析の比較はする必要はないのかということを知っているんです。
- 藤城光雄委員長 岡所長。
- 岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 現在申しました組成の分析は構成市町村ごとにはやっております。
- 藤城光雄委員長 水谷委員。
- 水谷 修委員 いやだから、最初から構成市町ごとにするつもりはないかということを知っているんですね。
- 藤城光雄委員長 太田施設部長。
- 太田 博施設部長 先ほどの答弁と重なりますが、当初は組合の方でも構成市町のパッカー車、抽出して行っておりました。以降は、組合の方もかなりの人員、労力、サンプリングをとろうとしたら、展開検査と申しますが、かかりますので、構成市町の方から申し出があった場合、うち街の組成を分析してほしいと要望あった場合に限っては、依頼を受けて行っております。
- 藤城光雄委員長 水谷委員。
- 水谷 修委員 宇治市は、したいと言っているというふうには聞いていますが、他の団体はそういう要望はないということですね。
- 藤城光雄委員長 池本課長。
- 池本篤史施設課長 他の団体でもあります。具体的には、八幡市さんがされておられます。
- 以上です。



○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 それであれば、したらどうなんですか、組成分析をしたら。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 組成分析したらとは、うちの方で、城南衛管の方ですか。先ほども申しましたように、組成分析には、人、手間、時間、かなりかかります。常時、そういう例えば月に1台を抽出してやるとしても、担当職員の配置を含めて、なかなかこれ時間の猶予、稼働の状態の中でやるとしたら大変でございます。

やるにこしたことはないんです、もちろん。

ただ、構成市町のデータを集めて、うちの方からそれを示すという方がいいのか、今現在行っているように、申し出られたら、うちの方は協力しますと、その数値をその当該の構成市町の担当課に提示します、今はそういう形をとっております。

○藤城光雄委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 前、ほかの委員さんもそういうご意見もありましたけども、やっぱり後は出口のところでお金になる問題などがございますので、一度構成市町と協議をいただいて、本組合で。本組合でしないなら、各構成市町で場所を貸すからやっていただくとか、どっちかの方法で一度やっていただきたい、要望指摘しておいて、また私は私で宇治の方にまた言いますが、またよろしくをお願いします。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 なければ、これにて衛生費については質疑を終結いたします。

#### [歳入全款]

○藤城光雄委員長 次に、歳入全款について説明を求めます。

野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 それでは続きまして、歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。予算書の7ページから8ページでございます。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、8ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金として7億8,742万円、ごみ分担金として30億6,592万円、合計38億5,334万円を計上いたしております。

概要書の15ページをご覧くださいたく存じます。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフが事業費、折れ線でお示しいたしておりますのが分担金の推移でございます。

冒頭にもご説明申し上げましたが、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により、歳出総額が増加する中でも、このページの下段の表でお示しいたしておりますとおり、大型事業についての実施年度が重ならないよう考慮するなど、市町からの分担金につきましては、その負担の平準化に最大限努力してまいったところでございます。

平成29年度予算は、新工場の建設工事の事業費増により、歳出総額が増加となったものの、これまで進めてまいりました給与見直しと職員数の削減や民間委託による工場運営などの行政改革効果や、国庫補助金及び組合債といった特定財源の的確な確保等により、市町分担金については、構成市町の財政計画に大きな影響を来さないよう、引き続き30億円台に抑えるなど、その抑制に最大限努めた予算といたしたものでございます。

なお、構成市町分担金の詳細につきましては、概要書の10ページ、11ページに記載をいたしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、予算書にお戻りいただきまして、9ページ上段の使用料及び手数料でございます。

使用料では、行政財産使用料として職員駐車場や鉄塔敷等の用地使用料162万円を計上いたしております。

概要書の12ページをお願いいたします。

ごみ処理手数料は、事業系可燃ごみの搬入量が減少の見込みとなり、また、し尿関係の手数料では、下水道への移行により、し尿収集対象世帯は前年度比較11%減となる3,846世帯と見込んでおり、引き続き減少いたしております。

また、浄化槽汚泥手数料につきましても減少の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億6,224万3,000円で、対前年度比較マイナス2.9%、1,371万7,000円の減となっております。

次に、国庫支出金でございます。予算書では9ページの下段、概要書は12ページの下段に記載をいたしております。

折居清掃工場更新事業に係る循環型社会形成推進交付金として9億7,823万7,000円を計上いたしております。

交付金の交付率につきましては、高効率発電設備に係る部分については2分の1、それ以外については3分の1となっております。

次に、予算書10ページの財産収入でございます。概要書では13ページとなります。

まず、財産運用収入では財政調整基金及び転廃業助成基金の運用収入、合わせて48万6,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売却収入等、合計6,382万9,000円を計上いたしております。資源化物等の売却収入の明細につきましては、概要書13ページをご覧ください。ペットボトル、アルミをはじめとする資源化物売却単価については、売却の市場単価の下落等により、前年度当初予算に対し、734万8,000円減少をいたしております。

続きまして、予算書10ページにお戻り願います。10ページ下段の諸収入でございます。概要書では14ページに記載をいたしております。組合預金利子では、歳計現金等の運用利子7万7,000円を計上いたしております。

また、発電収入でございますが、クリーン21長谷山の発電収入について、売却単価の減少等によりまして、対前年度比較ではマイナス13.4%、2,459万6,000円の減となり、1億5,879万2,000円を計上いたしております。

最後に、予算書11ページ下段、概要書では14ページの組合債でございます。組合債は、折居清掃工場更新事業の建設工事の事業費増により20億80万円充当することなどにより、総額では20億6,210万円の計上となり、対前年度比較で46%、6億5,000万円の増額となっております。

以上、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書38ページに債務負担行為に係る調書、39ページには組合債の現在高に関する調書、40ページには平成29年度の市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤城光雄委員長 これより質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 歳入全般についてお聞かせ願いたいんですが、毎年決算において損益計算書や貸借対照表に企業会計の処理において減価償却費という項目がございます。これは、常にマイナス計上されているんですが、減価償却費を本年度どれぐらい見込まれていて、29年度の歳入についてはどのように振り分けられているのか、また歳入に伴うものに対するどんな費用を歳出に充てられているのか、ちょっとその辺の流れを教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 決算のところで、行政コスト計算書、バランスシートは、参考資料という形で提出させていただいております。それは、あくまでも、企業会計であればこうですよという形で資料としてつくらせていただいているもので、予算で言えば一般会計予算の方は歳入と歳出という形で組んでおりますので、減価償却という形のもは予算には含んでおりませんので、そういう形のものが入っておりません。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 予算には含まれていないのはわかりますが、減価償却費というのはマイナス計上、事業運営をする上で計上されていますが、それは実際に何かを買ったり、何かの費用に使ったりというものじゃなく、帳簿上、マイナスになっているだけであって、減価償却費についてはどういう処理を、そのままマイナスでずっと続けら

れて、ずっとためていらっしゃるんですか。その辺をお聞きしたいんです。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 減価償却の分を積み立ててというような形の処理は特にしておりません。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 じゃ、どこへ行っちゃうんですか、そのマイナス計上。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 一般に、国もそうでしょうけども、自治体のこういう行政の予算というのは、単年度の歳入歳出だけでの予算ということになっていて、決算もそういう形です。一般企業のように企業会計で減価償却であるとか、引き当てであるとか、そういうことにつきましては現在の地方自治体の予算システムの中では、対象になっていないというもので、単年度単年度で、何ぼお金が入って、何ぼ出ていったかという、それだけの会計になっております。これはもう行政、自治体、全てそういうことで。

ただ、今こういう参考資料でつけておりますように、そうであってもやはり行政コスト計算、市町村も企業会計に準じて減価償却であるとか、負債であるとか、そういったものは経営の参考資料としてつくりなさいよという指導がございますので、我々もそれに従って参考資料としてご説明をさせていただいているので、予算決算のところにおきましては、減価償却という、そういったものは、いわゆる会計として定められております自治体の予算書、決算書には必要はないというんですか、そもそもそういう項目がないというふうにご理解いただきたいと思います。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 参考資料程度やおっしゃいますけど、バランス合っているんじゃないですか、もうプラスマイナスが。だから、そうするとマイナス計上しているものの、後処理は次、どこに行くんですか。

通常、マイナス処理やから、利益の圧縮につながるのかな、一般企業だったら節税になるわけですよ。節税というか、税額の調整ができます。

また、例えば車を減価償却として引いてやっているとき、その分ためていって、次の車の買い替えに使うとか、そういうふうな意味合いが減価償却費にあると思うんですが、ただ参考資料で遊びでつくっているのやったら、その参考資料の読み方がわからなくなっているんじゃないかと思って。そのまま消えているんですか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 何度も繰り返しの説明になってしまうんですけど、我々一般の自治体というのは、あくまでも現金主義の会計でして、今おっしゃっています民間企業なり、企業の団体でしたらいわゆる発生主義、減価償却なり、退職金の引き当て計上等をしていくというふうな発生主義体制になっております。

今、言いましたように、現金主義会計というのは、あくまでも歳出、必要なお金に対して、歳入、手数料とか分担金がどういうふうに入ってくるかという中で、その中で100対100、合わせるというような、あくまでも現金主義の会計主義になっています。それが一応、今の段階では国、総務省なりで地方公共団体、国においても企業会計方式を取り入れていくべきやということで、研究会を持たれて、地方公共団体についても今まではあくまでも参考としてつくりなさいよと、今後についても研究をしていきなさいよというような、今、状況にはなっております。

以上です。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 参考資料等々で、B/S、P/L作成されているんですからね。

そしたら、減価償却の対象になるものはどんなものがあるって、償却率は、償却方法は定率なんか、定額なんか、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○藤城光雄委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 例年、決算のときに資料としてつけさせてもらっている当組合のバランスシートなり、コスト計算書上で資産として計上するものは、あくまで工場なんかで設備増強でありますとか、そういった部分に係る投資的な経費、こちらの分を資産という形で上げさせていただいています。

それにつきまして、建設であれば25年償還、25年ごとに償還していくと。施設の設備の改修であれば10年償還、7年償還という形で、ものによって資産の状況を変えて減価償却してやっているという形で、バランスシートの方を作成させていただいております。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 対象のものが、原価のあるものがなしで、減価償却費というのを書いていらっしゃるんですか、そしたら。

○藤城光雄委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 例えば29年度予算なんかであれば、ボイラー水管の更新工事をしますよというのに対して、ボイラー更新について資産価値が上がりますので、その分を資産として計上すると。その分については、10年で償還していくこととし、1年分だけがコスト計算のところに出てくるというような形の処理をしております。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 わかりにくいんですけど、どうしてバランスが合わすのが非常に、どうやってバランスを合わすのかなというところが、実際にはあり、それは計上されていかなきゃ減価償却という意味合いを、何を減価償却されているの、計算、建物とか、焼却場とか、そういうものにある資産に対して、自分の資産を償却すると思うんですけども、どんなものがあるんですか。

○藤城光雄委員長 資産についてお尋ねです。  
橋本課長。

○橋本哲也財政課長 一番わかりやすいのは、新工場を建設しますので、新工場建設費そのものは資産という形で計上いたします。

(「まだできてない」と呼ぶ者あり)

○橋本哲也財政課長 できてからになりますけども。

○久保田幹彦委員 できてからで。

○橋本哲也財政課長 はい。その分を25年であれば25年で償還するというような形で減価償却を計算しております。

○水谷 修委員 決算では入っていない、行政コスト計算書ではこうしていますと区別して説明しないと、質問は何で予算上ないんだという質問しているのに。

○藤城光雄委員長 ちょっと明確にそこら辺だけはっきりしておいてください。

○橋本哲也財政課長 あくまでもバランスシート、コスト計算書上、作成する、作成の中でそういった形で減価償却という、対象にしたのはこういうものですよという形で、コスト計算書上、バランスシート上、財務4表上でのみ処理をしているという形ですので、一般会計のはあくまで現金主義になりますので、歳入と歳出を上げさせてもらっているという形になります。

(発言する者あり)

○橋本哲也財政課長 そうですね、毎年、あくまでも投資的な経費に係る部分について、資産計上をしているという形です。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 僕は、納得いきません。わかりにくいんですが、次の決算に私がい

るかどうかわかりませんが勉強させていただいて、そのときに機会があれば、もう一度質問します。

以上です。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ほかにないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で、各項目ごとの審査を終結いたします。

#### [総括]

○藤城光雄委員長 これより総括質問を行います。質問はございませんか。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

#### [討論]

○藤城光雄委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 討論はないようですので、以上で討論を終結いたします。

#### [採決]

○藤城光雄委員長 これより議案第5号の採決をいたします。

第5号議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤城光雄委員長 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正・副委員長にご一任願いた

いと思います。また、不適切な言葉などがございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

閉会に当たりまして、予算特別委員会において、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、ここに改めて御礼を申し上げます。また、あわせて中野副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことに、ここに改めて御礼を申し上げます。

本日で、予算特別委員会の審査は全て終了したわけでございますが、この間、まことに不慣れで、種々ご迷惑をおかけした点につきましても、お許しをいただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての一言ご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申し出がありますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者。

○**山本 正管理者** 予算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

藤城委員長、中野副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、終始ご熱心な審査をいただきまして、まことにありがとうございます。そして、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に一層努め、住民感覚に沿った組合運営に全力を傾注いたしてまいる所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心安全な工場運営に万全を期すとともに、引き続き構成市町との連携を強め、管内の生活環境の保全と循環型社会の構築に向けた組合の使命を果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご臨席を賜りました長野議長、山田副議長に厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございます。

○**藤城光雄委員長** これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

以上でございます。

午後 3 時 2 0 分閉会



議案第1号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成29年2月15日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第16項を次のように改める。

16 介護休暇及び介護時間については、第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300

13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600

48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300	
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600	
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900	
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200	
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500	
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800	
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100	
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300	
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600	
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900	
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200	
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400	
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700	
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000	
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200	
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400	
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700	
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000	
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200	
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400	
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700	

83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800	380,700			
95		294,400	342,300	381,100			
96		294,800	342,700	381,500			
97		295,000	342,800	381,800			
98		295,300	343,300	382,300			
99		295,700	343,700	382,700			
100		296,100	344,000	383,100			
101		296,300	344,300	383,400			
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				
114		300,200	349,600				
115		300,500	349,900				
116		300,900	350,200				
117		301,100	350,700				

	118		301,300	351,100				
	119		301,600	351,400				
	120		301,900	351,700				
	121		302,300	352,200				
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「次の各号の一に該当する」を「次の各号のいずれかに掲げる」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から、第1条の規定(給与条例第17条の4第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年城南衛生管理組合条例第5号。以下この項において「平成28年改正条例」という。)附則第4項から第7項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第4項から第7項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第

2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 提案理由

国家公務員の給与等に関する人事院勧告に準じ、本組合職員の給与の改定等を行うため、本案を提案するものであります。

## 議案第2号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとお  
り定めるものとする。

平成29年2月15日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例(昭和48年城南衛生管理組  
合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の17  
5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日  
から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例(以  
下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用  
する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の城南衛  
生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、  
改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を  
提案するものであります。



議案第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成29年2月15日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6カ月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない再任用短時間勤務職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（」を「子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6カ月に達する日」を「当該子の1歳6カ月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号

までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第2項中「を承認されている」を「の承認を受けて勤務しない」に改める。

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。